

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準1	理念・目的
-----	-------

I. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容</p> <p>○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>1-1. 本学は、他者の喜びを己の喜びとする「自利利他」を建学の精神としている（資料1-1）。そして、学則の第1章第1条として、「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉及び社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く享受し、併せて快適な人間生活の方策を探求する」と定めている（資料1-2）。</p> <p>1-2. 薬学部薬学科においては、薬剤師養成教育に課せられた基本的使命を踏まえて、「薬の専門家にふさわしい資質・能力を有して創薬・医療の現場や地域社会で活躍できる薬剤師を養成するための教育と、薬学の進歩に貢献できる基礎・応用・臨床薬学の研究を行うことを目的とする。」を教育研究上の目的と設定している（資料1-3、資料1-4）。</p> <p>1-3. 大学学則で定められた「自利利他」の精神のもと人々の健康と福祉及び社会の発展に貢献することを達成するため、薬学部では社会で活躍できる薬剤師を養成し、薬学の進歩に貢献できる研究を行うことを教育研究上の目的としており、大学の理念を踏まえた目的として適正に設定されている。</p>	A
2	<p>大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>大学の理念はホームページ上で公開されている（資料1-1）。目的は学則で明示されている（資料1-2）。学部・研究科の教育研究上の目的はホームページ及び2024年度版の薬学部履修ガイドに掲載されている（資料1-3、資料1-4）。</p> <p>学部・研究科の教育研究上の目的は学生及び教職員全員に「履修ガイド」を配布することにより周知されている。学生には年度初めのガイダンス時に教務委員が、教職員には年度初めの教授会で学部長より口頭で周知している。さらに、受験生、保護者、高校の進路指導教員にも高校出前授業、高大連携事業、オープンキャンパスなどの機会をとらえて、大学の理念及び学部・研究科の教育研究上の目的周知を図っている。</p> <p>令和5年度の満足度調査において 建学の精神 等に関する質問を設けた。結果を以下に示す。</p> <p>あなたは建学の精神が「自利利他」であることを知っていますか。Yes 80.6%</p> <p>あなたは履修ガイドの「大学の理念と目的」を読んだことはありますか。Yes 68%</p> <p>あなたは履修ガイドの「所属学部の教育方針」を読んだことはありますか。Yes 71.6%</p> <p>建学の精神を知っていると答えた学生は8割を超え、「自利利他」周知されていることがうかがえる。また「大学の理念と目的」「所属学部の教育方針」に関しても、知っている学生の割合が多い（資料1-5:令和5年度第10回教授会資料 p.77-78）。しかし、個々の学生に対面で聞いたところ、必ずしも十分な理解が得られているわけではない可能性を感じる。より明確な調査をすべきと考えられる。</p>	A
3	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p> <p>○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定</p>	A

	<p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>・令和4年に、厚生労働省から薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）が示された（資料1-6）。これまでは卒業時に必要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更された。また、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められている。また基本的な資質を身につけるための目標として、学修目標（約350項目）が整理された。上記を踏まえて、現在の薬学部の教育研究上の目的と照らし合わせ、あらたなシラバスが作成された（資料1-7）。</p>	
--	---	--

II. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
1-2	教育研究上の目的の設定	これまで薬学部では人材養成の目的を掲げていたが、表現として研究の要素が少なかった。2024年度に教育の目的と研究の目的を明確にした表現で教育研究上の目的を設定した。
2	自利利他の浸透	建学の精神を知っていると答えた学生は8割を超え、「自利利他」周知されていることがうかがえる。
3	新シラバスの策定	新薬学教育モデル・コア・カリキュラムに合致するように、シラバスを作成した。

III. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	大学の理念目的等の周知の確認	満足度調査のみでなく建学の精神の浸透度の確認が必要

IV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
2	大学の理念目的等の周知の確認	通常の授業中にも建学の精神等について周知 確認を行う。

V. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	理事長メッセージ>建学の精神【ウェブ】 https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/overview/chmn-message
1-2	高崎健康福祉大学学則 第1章 総則 第1条
1-3	各学科、専攻の教育研究上の目的【ウェブ】 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/cc02f38a6203ea349018b89966f1b90c.pdf
1-4	教育研究上の目的 2024履修ガイド 薬学部 p.10 (備考：人材養成の目的→教育研究上の目的の誤植)
1-5	令和5年度第10回教授会資料 p.77-78
1-6	根拠資料5 令和4年第9回教授会議事録 資料
1-7	高崎健康福祉大学2024薬学部薬学科シラバス【ウェブ】 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/7cbfe8fda602dcc9cdca7a0eee7d69e6.pdf

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準2	内部質保証
-----	-------

VI. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	点検項目	自己評価
1	<p>内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど） <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>1-1 内部質保証に関する大学の基本的な考え方 内部質保証に関する大学の基本的な考え方としては、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」第2条に内部質保証の定義を「第2条 内部質保証については、公益財団法人大学基準協会が示す、内部質保証に準拠する。」と記載している（根拠資料 2-1 2-2）。</p> <p>1-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長、学部長、学科長、研究科長、事務局長、総務部長、教学部長によって構成される「大学運営協議会」を設置している。内部質保証に関する大学運営協議会の権能は、FD・自己点検委員会が提出した検証結果について審議し、方針の策定、実施、点検および改善について必要な対策を指示することと定めている。自己点検・評価に関する定期的な実務については、FD・自己点検委員会が担当することとなっている（根拠資料 2-1）。薬学部からは学部長、学科長、研究科長、が参加している。 薬学部の内部質保証システムは、全学の内部質保証システムの下で、教育・研究の質の保証を目的とし、実行され、結果を学部長が大学本部に報告している（根拠資料 本自己点検評価シート）。</p> <p>1-3 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど） 全学的な教育企画などは全学教務委員会にて検討、提案を行っている。学科での運用については各学科で指定養成施設として運用可能か検討している（資料2-1）。薬学部の運用については“3”を参照。</p>	A
2	<p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>2-1. 高崎健康福祉大学 令和4年度 点検・評価報告書にて報告されている（資料2-1）。</p>	A
3	<p>方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>3-1 ○学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p>	A

本学では平成 16 年度から既設の学科で策定、運用を始めた（資料 2-1）。薬学部は平成 18 年に設置された際、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）の 3 つのポリシーが決定され、必要に応じて改定されている。

3-2 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

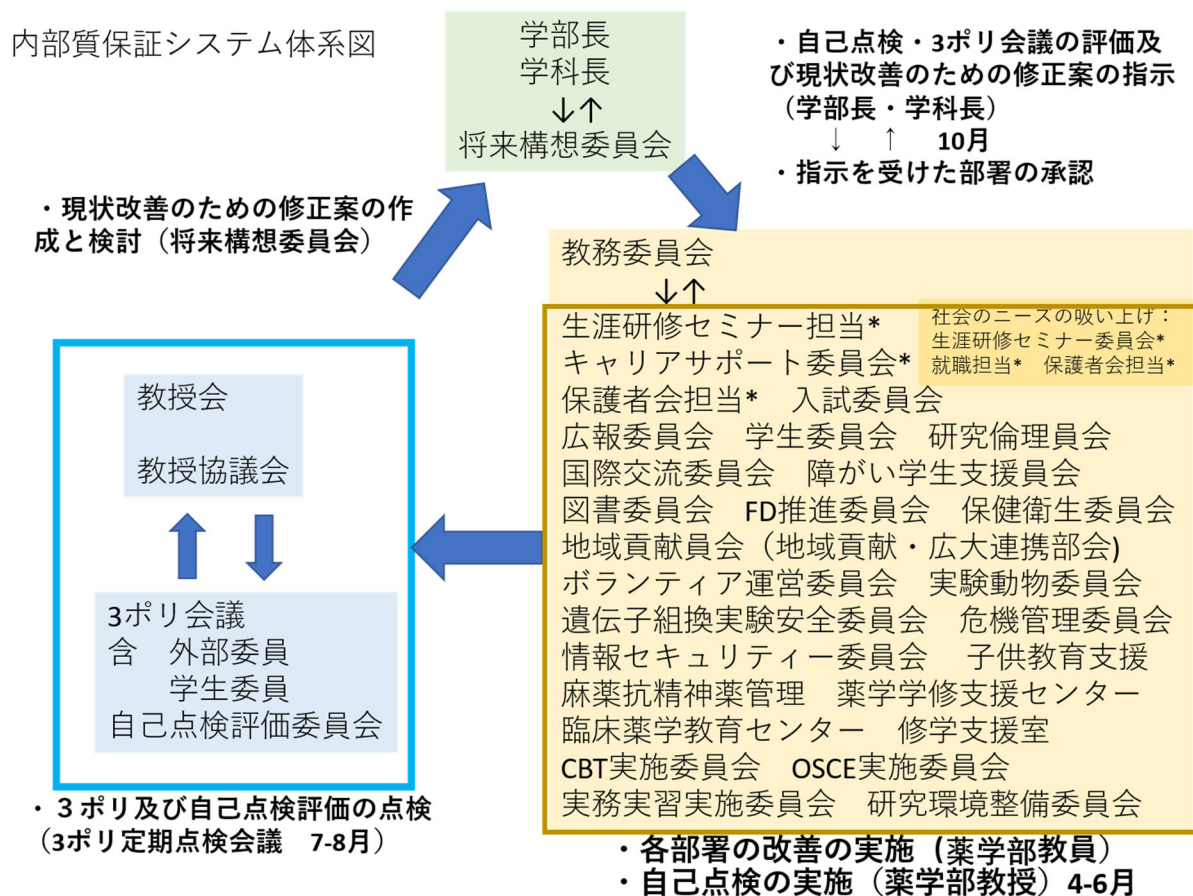
薬学部では、自己点検・評価として 2019 年から「3 つのポリシー点検会議」を実施し、これを薬学教育評価の中心と位置づけ、PDCA サイクルを回し内部質保証活動としている（資料 2-3）。

3-3 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

高崎健康福祉大学 令和 4 年度 点検・評価報告書にて報告されている（資料 2-1）。

3-4 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

薬学部では内部質保証に関して、薬学部教授会（全教員参加）が責任を持っている。自己点検・評価として 2019 年から「3 つのポリシー点検会議」を実施し、これを薬学教育評価の中心と位置づけ、PDCA サイクルを回している（根拠資料 2-3）。2020 年～2022 年ではコロナ禍のため、書面を中心とした会議を行ったが、2023 年からは外部評価委員、学生委員、教員が参集し対面で行っている。この点検会議では 3 つのポリシー（APCPDP）を点検するのみではなく、薬学部の教育について自己点検・評価シートを作成し、薬学教育の実態について検証している（根拠資料 2-4 自己点検シート 2023 2024）。薬学部の内部質保証システムを下図に要約する。



3 ポリ点検会議後に、学部長 学科長が FD 委員を招集し、問題点を整理し、3 つのポリシー点検会議後の対応表を作成し、教授会での信任を得ている（根拠資料 2-5）。その後、学部長が関連委員会に指示を出し、これを Action と位置付けている（内部質保証体系図）。そして各委員会が Plan を立て実行し（Do）、「3 つのポリシー点検会議」を含める複数の機会 Check を行う形をつくり PDCA サイクルに基づく内部質保証としている（内部質保証体系図）。薬学部では 2020 年度より独自の評価基準を設けて 3 つのポリシーの方針に基づきアセスメントチェックをし、大学に報告してきたが、2023 年度からはアセスメントチェックの様式を全学で統一し、大学に報告している（資料 2-6）。

2022 年度に挙げられた点検評価の具体的な項目（根拠資料 2-5）

- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）への対応
- ・入試：入試での受け入れの適正性について。
- ・教員組織：教員組織の在り方について
- ・受験生減少への対応：奨学金制度の拡充、高崎健康福祉大学薬学部の認知度、広報の充実、高大連携の強化、動画の配信
- ・相互授業参観の充実

2023 年度に挙げられた点検評価の具体的な項目（根拠資料 2-5）

- ・理念・目的：建学の精神「自利利他」の浸透、「教育研究上の目的」に「研究」について具体的文言を記載し、理念・目的の

周知を行う

- ・内部質保証：フォローアップテストの体制強化や成績下位者へのサポート
- ・教育課程 学習成果：チーム医療に関わる授業の必修化、学生へのシラバスの周知やアクティブラーニング形式の展開、「薬学学修支援センター」の周知
- ・学生支援：体育館が狭い、自習室として使用できる場の明確化。

3-5 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

2022年度に挙げられた点検評価への2023年度の具体的な項目の改善・向上の実施（根拠資料 2-5）。

・令和4年に、厚生労働省から薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）が示された（資料 2-7 令和4年度第9回薬学部教授会議事録）。これまでは卒業時に必要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更なる。また、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。さらに基本的な資質を身につけるための目標として、学修目標（約350項目）として整理された。上記を踏まえて、現在の薬学部の教育研究上の目的と照らし合わせ、教育研究上の目的を検討することが提案された（資料 2-8 R5.2023年度第4回自己点検・評価委員会ワーキンググループ議事録）。そして、教育研究上の目的の改正案が提出された（資料 2-9：2023年度第9回教授会資料）。3つのポリシーのうち、カリキュラムポリシー（CP）についても、コアカリキュラムへの合致及び薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとするように一部修正することが、教務委員会により提案され、2023年度11月教授会にて承認された（資料 2-10 根拠資料：2023年度第7回薬学部教授会、新旧対応表は教授会要項のP.1-2に掲載）。

・入試：入試での受け入れの適正性について。一般選抜A日程と学校推薦型選抜のストレート卒業率、また出身高校のストレート卒業率、大学共通テストの結果とストレート卒業率を調べて判定会議における資料として提示し、受け入れの適切性を検討した。また、学校推薦型選抜の対象校および評定基準を定期的に見直している。（根拠資料 2-10-2 2023年度第11回教授会 p.26-27）

・教員組織：教員組織の在り方について

2020年度に立ち上げた将来計画委員会を本格的に始動し、将来計画委員会で検討を開始した。具体的改善計画は今後実策定する。

・受験生減少への対応：奨学金制度の拡充、高崎健康福祉大学薬学部の認知度、広報の充実、高大連携の強化、動画の配信について教授会、広報委員により検討されている。具体的改善計画は今後実策定する。また地域医療への貢献を目的として地域枠を作ることが検討された。詳細は5の「APの改善・向上に向けた取り組み」の項で述べている。

・薬学部では相互授業参観を行っている。このことに関して、令和4年度の大学評価において評価された（次項で述べている。根拠資料 2-11）。これまで、教室に教員が出向いて講義を見学していたが、授業が重なるなど参加できない教員もいた。そこで、2023年度には講義をビデオで撮影し、いつでも講義の見学ができるように配慮をした（資料2-12 2023年度講義見学会の報告）

3-6 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

・一般社団法人薬学教育評価機構による評価：本学部は平成29年度に一般社団法人薬学教育評価機構による評価を受けた。その結果、適合とされたが、内部質保証に関して、「6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価結果を教育研究活動に反映させるための組織体制を整備する必要がある。」と指摘をうけた。それに対して、①「薬学部の独自のシステムとして、各年度の開始時期に教員全員からその年度の到達目標を教育、研究そして職務の3項目について、エフォート配分と共に学部長に提出することとし、その報告に関して運営委員会で十分に吟味され、必要に応じて学部長の面談を介して教育、研究、職務に対する不足部分の改善が要望されるとし、教育研究活動の一部の改善対策は行われている。」②「大学全体としてPDCAを効率よく回せるように<高崎健康福祉大学 内部質保証規程>を策定し努力をしている。しかし、大学FD・自己点検委員会の評価点検結果を反映させるようなPDCAサイクルが、薬学部としてまだ十分に機能していない。」と回答した（根拠資料2-13：提言に対する改善報告書）（根拠資料2-14：2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準2）。審査の結果、薬学教育評価機構より適切な対応をしていると認定された。現在PDCAサイクルを機能させるため、さらなる改革を行っている。また、教育研究上の目的において、研究に関する言及が少ない点について指摘された。令和6年度に抜本的な改訂を予定している。

・令和4年度の大学教育評価：令和4年度に大学教育評価を受け、薬学部として、良い評価を受け、問題点は指摘されなかった。薬学部で行われていた相互授業参観を行っている。このことに関して、令和4年度の大学評価において評価された。さらなる充実を図っている（前項 参照、資料2-12 2023年度講義見学会の報告）

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報の正確性、信頼性

○公表する情報の適切な更新

【具体的点検内容とその根拠】

4-1 ○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

全学を対象とした点検に関しては、令和4年度に自己点検をし、公益財団法人大学基準協会による評価を受け、結果を高崎健康福祉大学 令和4年度 点検・評価報告書 および 高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果 としてホームページで公開している（資料2-1、根拠資料2-15：ホームページ）。

高崎健康福祉大学薬学部を対象とした点検に関しては、2018年度に自己点検評価書を作成し、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」での評価を受け、適合していると認定された。認定期間は2026年3月31日まで（資料 2-16 ホームページ）。評価の内容等については、薬学教育評価機構の Web サイトより閲覧可能（資料 2-17 一般社団法人 薬学教育評価機構 <http://www.jabpe.or.jp>）

4-2 ○公表する情報の正確性、信頼性

薬学教育評価機構は平成19年12月に第三者評価基準が提示され、平成20年12月に設立された一般社団法人薬学教育評価機構により、運営されており、情報の正確性 信頼性は高い。（資料 2-17 一般社団法人 薬学教育評価機構 <http://www.jabpe.or.jp>）

4-3 ○公表する情報の適切な更新

次の薬学教育評価機構による評価は2025年度に行われる。適合を目指して準備をしておき、結果は速やかにホームページ上で公開する予定である。

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

【具体的点検内容とその根拠】

5-1 ○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

高崎健康福祉大学 令和4年度 点検・評価報告書にて報告されている（資料2-1）。

5-2 ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

薬学部での点検評価に使用されている根拠について述べる

・DPの達成度の根拠

1. 教育研究上の目的について、薬学教育評価における提言に対する改善報告書（根拠資料 2-13：提言に対する改善報告書）及び厚生労働省による薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）を根拠とした。（資料 2-18 薬学教育モデル・コア・カリキュラム）。2022年度版の新コアカリに適合させるためにDP修正の必要が出てきた。
2. 各DPごとに、成績に基づきアセスメントチェック表を作成し、DP間及び年度間の比較を行い、自己点検評価をし、根拠地した。（根拠資料2-6：アセスメントチェック表 2019-2022）
3. 卒業時アンケート（教務委員会）（根拠資料 2-18：令和5年度 第1回教授会 卒業時アンケート結果 p.39）、卒業生アンケート（根拠資料 2-19：令和5年度 第8回教授会 卒業生アンケート実施の予定 p.21 令和5年度は2012年度と2019年度の卒業生を対象とする）、保護者からの意見（保護者会）（根拠資料 2-20：令和5年度 第7回教授会 卒業時アンケート結果 p.15）を伺い、要望を教育に生かすシステムを構築している。

・CPの達成度の根拠

1. カリキュラムポリシー（CP）改定のため、厚生労働省による薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）を根拠とした。（資料2-21 薬学教育モデル・コア・カリキュラム）
2. CPに関して、DPを達成するためのカリキュラムが組まれているかを、カリキュラムの構造を検証することにより行っている（根拠資料2-2：根拠資料2-6 R5 アセスメントプラン、CPの構造チェック）。2023年度後期から、教員が意図した教育を学生が受け止めているかを、学生アンケートをもとに、一致度を計測することとしている。令和5年度の結果を現在集計中である。なお、2023年度からは全学で統一した形式でアセスメントチェック（アセスメントプランと名称変更）を行っている。（根拠資料 1-1-2）.各学生の個人の成績を学生にフィードバックするシステムはまだ運用されていない。
3. 3ポリ会議でチーム医療に関わる授業の強化が望まれていることがわかった（根拠資料 2-3；2-4）。
4. 学習達成度の指標としてストレート卒業率を検証している。以下に入学年次別の結果を示す。

平成29年度：・学位授与数(85名)・ストレート卒業率(62.1%)

令和2年度：・学位授与数(66名)・ストレート卒業率 (63.3%)

令和3年度：・学位授与数 (75名)・ストレート卒業率 70.8%(68/96)

令和4年度：・学位授与数 (67名)・ストレート卒業率： 70.53% (67/95)

令和5年度：・学位授与数 (77名)・ストレート卒業率：67.6% (75/111)

・APの達成度の根拠

1 各試験区分におけるストレート卒業率を算出した。大学共通テスト利用入試制度の学生のストレート卒業率が良好であることが判明した。また全国で薬剤師が不足している地域が散在していることが分かった（資料 2-22 令和5年3月29日 第13回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会 薬剤師偏在指標の算定について）。

2 APへの適合度：一般入試及び共通試験利用ではAP2のみによって選抜していることが分かった（資料 2-23）。一般選抜A日程と学校推薦型選抜のストレート卒業率、また出身高校のストレート卒業率を調べて判定会議における資料として提示し、【④-1】受け入れの適切性を検討した。入学生のAPI（基本的なコミュニケーション能力）への適合性を図るため、入学後に英語の試験を行っている。その結果、2023年度は高校2・3年のレベルであることが明らかとなっている。（根拠資料 2-23：20231128 WG3 AP アセスメントチェック）。入学生のAP2（生命科学の基礎となる科目についての基礎学力）への適合性を図るため、入学後に化学と生物の学力試験を行っている。一部に学力が劣った学生もみられるが、ほぼ基礎的な学習はできていると考えられる。（根拠資料 2-23：20231128 WG3 AP アセスメントチェック）。

5-3 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

・DPの達成のための改善・向上

1. 教育研究上の目的について、薬学教育評価における提言に対する改善報告書（根拠資料 2-13：提言に対する改善報告書）及び厚生労働省による薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）を根拠とし（資料 2-21 薬学教育モデル・コア・カリキュラム）、以下のように改訂した。

改訂前：薬の専門職にふさわしい知識、実践能力、研究心及び倫理観を併せ持ち、薬学の進歩に対応できる自己研鑽力を有し、創薬・医療の現場や地域社会で活躍できる医療人としての薬剤師を養成する。

改訂後：薬の専門家にふさわしい資質・能力を有して創薬・医療の現場や地域社会で活躍できる薬剤師を養成するための教育と、薬学の進歩に貢献できる基礎・応用・臨床薬学の研究を行うことを目的とする。

また、また新コアカリに合わせるためにDP修正案が議論された（根拠 2-24 第4回教授会資料 p.1）。

2. 各DPごとに、成績に基づきアセスメントチェック表を作成し、DP間及び年度間の比較を行い、自己点検評価をし、根拠地している。（根拠資料 2-6：アセスメントチェック表 2019-2022）

・卒業生各人に対して、本学が定める学位授与方針を満たしているかをDPごとに査定するシステムを作成し、令和6年度から運用する（根拠 2-25：令和5年度第11回教授会 p.21）。

3. 卒業時アンケート・卒業生アンケート（教務委員会）保護者からの意見（保護者会）を伺い、要望を教育に生かすシステムを構築しているが、令和5年度は対応可能な意見はなかった。

・CPの達成のための改善・向上

1. 新コアに対応するため、令和5年度に新コア対応のカリキュラムが策定された。（カリキュラムポリシーの改訂案が出された（資料 2-9：2023年度第9回教授会資料；資料 2-10 根拠資料：2023年度 第7回 薬学部教授会、新旧対応表は教授会要項のP.1-2に掲載）。

2. 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度。2023年度後期からは個人のアセスメントチェック表を作成し、本人に還元する準備を進めている（令和5年度後期から実施 根拠資料 2-19-3 第6回教授会資料 p.18 学修ポートフォリオ（START）への学修可視化レーダーチャートの提示について）。

3. チーム医療に関わる授業の強化へ取り組み

・令和6年度より、所属する学部の垣根を超え広い視野での教育が受けるため多職種連携コースの開設が議論された。（根拠資料 2-26：第5回教授会資料 p.9）さらにそのため学則を一部変更した。

追加された学則：第8章 教育課程及び履修方法 7 本学は、学生が所属する学部および学科を超えてさらに広い視野のもとで知識・技能を養うための教育カテ（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする必要事項は規則にさだめる。（根拠資料 2-9：第9回教授会資料 p.1）

・実務実習中の学生については、臨床薬学教育センターの教員で学生を分担して実務実習日誌を確認しコメントを入れている。問題があれば、積極的に実習先の指導薬剤師と連絡を取る等し、各学生の特徴を把握し、日誌へのコメントやメールでの指導に役立てる。

・卒業研究で臨床現場のデータを調査し収集して解析、研究させることで、学生に生きた医療を学ばせた。

・現役薬剤師からの意見収集：本学では臨床系の教員が定期的に病院等で研修を行っている。研修を行いながら、現場のトレンドや薬剤師の興味を伺っている（根拠資料：担当）。成果は臨床系の授業に生かされ、また生涯研修セミナー・薬業連携授業のテーマ設定に活用している。（根拠資料：担当）・臨床系教員は研究日に保険薬局や病院等の医療施設において研修を行い、刻々と変化する治療や新しい薬、診療報酬の改定やチーム医療の在り方等について情報を得る。新たに得た情報は可能な限り講義に反映させて最新の情報を学生に提供し、実務実習を経験する際に大学講義と実臨床とのギャップができるだけ無いように努める。また、国家試験の実務問題には新たな薬や治療、ガイドラインに関する問題が早期に出題される傾向にあるため、最新の情報を学生に提供することは重要である。

<p>・臨床系教員が群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会の役員や委員会活動を行い積極的に現場の薬剤師と意見交換をすることで、臨床現場の動きやトレンドが把握でき、高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーや群馬県薬学連携セミナーで適切なテーマを取り上げることができ、学生のみならず地域の薬剤師研修にも貢献できる。</p> <p>・群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会、本学薬学部の3者が主催で開催している群馬県薬学大会や薬学連携セミナー、本学薬学部の生涯研修セミナー等終了後のアンケート結果は臨床からの声として検証して次回以降に役立てよう努めている。</p> <p>・APの改善・向上に向けた取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各試験区分におけるストレート卒業率の算出した結果、大学共通テスト利用入試制度の学生のストレート卒業率が良好であることが判明した。優秀な学英の割合が増えるような入試の枠組みを変更することを検討する。 2 薬剤師が不足している地域への薬剤師供給に貢献するために入試区分で「地域枠選抜を新設」を検討している。ストレート卒業率が比較的良好な共通テスト選抜の入試システムを採用し、薬剤師不足であり薬学部が今存在しない群馬県の近県から学生を募集することとして協議を進めている。 3 新入生がAPについてどの程度理解しているか不明であることから、APへの一致度を確認するため、新入生対象にAPへの認知度及び理解度を問うアンケート調査を検討している。

VII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
3-4	点検評価の体制の整備	学部での点検・評価の定期的な実施を行うための体制を整備した
5-2	アセスメントの実施	全学で統一した様式での、アセスメントチェックを行った

VIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
5-3	入試枠の検討	ストレート卒業率が比較的良好な共通テスト選抜からの入学者の増加
5-3	APの改善・向上に向けた取り組み	薬剤師が不足している地域への薬剤師供給に貢献するために入試区分で「地域枠選抜を新設」を検討
5-3	新入生のAPの認知度の確認	APの理解度を確認するため、新入生対象にAPの認知度を問うアンケート調査を検討

IX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
5-3	新しい入試区分の策定	薬剤師が不足している地域への薬剤師供給に貢献するために入試区分で「地域枠選抜」を新設する
5-3	新入生のAPの認知度の確認	APへの一致度を確認するため、フレッシュマンキャンプ時等で新入生対象にAPの認知度を問うアンケート調査をおこなう

X. 根拠資料

資料番号	資料名称
2-1	高崎健康福祉大学 令和4年度点検・評価報告書
2-2	高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/naibukitei.pdf
2-3	3ポリ議事録(2019-2023)

2-4	根拠資料 2-1-4 自己点検シート 2023 (https://drive.google.com/drive/folders/1fCYSh6-KJ8EBcX3G0yi9ETN-cFc3PAPj google drive 内) 2024 (2024 はこれから)
2-5	3 ポリ会議後対応表 2023
2-6	アセスメントチェック表 (2019-2023)
2-7	資料 令和4 年度 第 9 回 薬学部教授会議事録
2-8	資料 2-1-9 R5.2023 年度 第 4 回 自己点検・評価委員会ワーキンググループ 議事録
2-9	2023 年度第 9 回教授会資料
2-10	資料 2-1-11 根拠資料：2023 年度 第 7 回 薬学部教授会、新旧対応表は教授会要項の P.1-2 に掲載
2-10-2	根拠資料 2023 年度 第 11 回教授会 p.26-27
2-11	令和 4 年度の高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果
2-12	資料 2-1-12 2023 年度講義見学会の報告
2-13	根拠資料 2-27：提言に対する改善報告書
2-14	根拠資料 2-9：2022 年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準 2
2-15	高崎健康福祉大学 令和 4 年度 点検・評価報告書の公開 高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/3eee8c1760db10d9b2cde796ba1931b2.pdf 高崎健康福祉大学 令和 4 年度 点検・評価報告書 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/f9c711ebcde9a764ad23a40a994c037e.pdf
2-16	薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」への適合 https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/assessment
2-17	資料 一般社団法人 薬学教育評価機構 http://www.jabpe.or.jp
2-18	根拠資料 令和 5 年度 第 1 回教授会 卒業時アンケート結果 p.39)
2-19	根拠資料：令和 5 年度 第 8 回教授会 卒業生アンケート実施の予定 p.21
2-20	根拠資料：令和 5 年度 第 7 回教授会 卒業時アンケート結果 p.15
2-21	薬学教育モデル・コア・カリキュラム 001198015
2-22	資料 2-1-19 令和 5 年 3 月 29 日 第 13 回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会 薬剤師偏在指標の算定について
2-23	根拠 2-1-18：20231128 WG3 AP アセスメントチェック 表 1
2-24	第 4 回教授会資料 p.1
2-25	ディプロマサブリメント 2023 年度第 1 1 回教授会
2-26	根拠資料：第 5 回教授会資料 p.9) 多職種連携コース

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準4	教育課程・学習成果
-----	-----------

XI. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。</p> <p>○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、DP）を適切に定め、履修ガイド（根拠資料1-1）に記載するとともに、Web上で公表している（資料1-2）。 本学科では、年に1回「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を定期的に行っている（資料1-3）。 自己評価に関する「アセスメントチェック表」は教授会で情報共有され、適切に運用されている（資料1-4）。 	A
2	<p>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p> <p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系、教育内容 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <p>○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学科では学位授与方針に掲げる目標を達成するために、学位授与方針と適切に関連した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP）を策定している（資料2-1）。 本学科では策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目、専門科目を体系的に編成している（資料2-2）。また、授業科目区分や授業形態等を示すためにカリキュラムマップを作成しHP上に公表している（資料2-3、2-4）。 本学科では、年に1回「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を定期的に行っている（資料2-5）。 自己評価に関する「アセスメントチェック表」は教授会で情報共有され、適切に運用されている（資料2-6）。 	A
3	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 単位制度の趣旨に沿った単位の設定 個々の授業科目の内容及び方法 授業科目の位置づけ（必修、選択等） <ul style="list-style-type: none"> 各学位課程にふさわしい教育内容の設定 初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） 教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学部において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学薬学科の教育課程にはモデルとなるコアカリキュラムがあり、それに対応した教育課程となっている（資料3- 	A

	<p>1)。その上で、本学科が掲げる教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目 45 科目、専門教養科目 8 科目、共通教養科目と専門教養科目の中に早期体験学習を行う 4 科目、薬学専門教育科目 74 科目、実習科目 16 科目を設置している。このうち共通教養科目に関して、大学での学びの基本を知る「健大で学ぶ Well-being」を新設し、コンピュータ関連の講義を「情報リテラシーI～VI」に再編した（資料 3-2 p.13）。令和 5 年度中に教育課程の編成・実施方針の改訂を行ったため（資料 3-3 pp.1-2）、次年度に向けて教育課程の整合性を確認していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目の順次性および体系的には十分に配慮して教育課程を編成しており、その全体像を示すカリキュラムマップ（資料 3-4）を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認している（資料 3-5）。また、科目の学習段階を表わした科目ナンバリングを導入し、科目間の位置づけを明確にしている（資料 3-2 pp.13-15）。ナンバリングでは、教養科目が 0 番台、学科科目は 100～400 番台まで 4 群に区分し、学修進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。 ・本学科では、大学設置基準 21 条に定められた単位制度に基づき、1 単位は 45 時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては 15～30 時間、実験・実技・実習においては 30～45 時間をもって 1 単位の授業時間としている。加えて 1 単位の修得には残余分の時間（0～30 時間程度）の自主的な学修（予習、復習等）が必要となる（資料 3-2 p.18）。各科目に必要な自主学修の時間については、シラバスに明示している。 ・個々の授業科目の内容及び方法については、担当教員に依頼して（資料 3-7 pp.9-20）作成した翌年度のシラバス案を薬学科教務委員が分担してチェックし、必要に応じて変更を要請している。また、学生による授業評価アンケートの結果も参考にし、講義内容および方法の改善を実施している（資料 3-8 pp.10-13）。 ・授業科目の必修・選択等の位置づけについては、現在のところ適切であると考えている。 ・学位課程にふさわしい教育内容、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等について、「基礎教養ゼミ」、「薬学総論」、「基礎薬学演習」、「化学基礎」などの科目を設定してスムーズな薬学専門教育への導入を図っている。これらについても上記の科目の設定や順次性とともに見直しているが、令和 5 年度は変更の必要性は生じなかった。 ・教育課程の編成は主に学部教務委員会が行っており、それを全学教務委員会が統括している。全学内部質保証推進組織による把握は、学部ではほぼ毎年度に作成している自己点検・評価シートを全学組織である FD・自己点検委員会が取りまとめることと、外部委員および学生委員も含めて実施される「3つのポリシー点検会議」の結果を教授会で報告することによりなされている（資料 3-9 pp.30-38）。 <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学科では、高度専門職である薬剤師の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立には特に力を入れている。初等教育から専門教育までの体系的な講義科目は全てが関連しているが、中でも重要なのは学外の医療関連機関・施設で実施している学外実習である。例年、1 年次には群馬大学医学部附属病院での見学実習（資料 3-6 p.151）、5 年次には県内外の病院及び薬局でそれぞれ 11 週間ずつ実施する実務実習（資料 3-6 p.443）があり、薬剤師の職務に直に触れて学修する。さらに製薬企業・研究所や官庁でのインターンシップもカリキュラムに組み込まれている（資料 3-6 p.445）。令和 5 年度もコロナ禍の影響を受けていたが、1 年次の見学実習、5 年次の実務実習とインターンシップともに関係病院・薬局、官庁の多大なご協力の結果、ほとんどの学修を例年通りに実施できた。一部実施できなかったものについては、代替する補習により補完した。 <p>以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設して教育課程を体系的に編成し、必要に応じて柔軟に対応・検討していると評価できる。</p>	
4	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p> <p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） 	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等） 【具体的点検内容とその根拠】 ○授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・単位の実質化を図るための措置としての履修登録単位数の上限設定については、薬学科では24単位を基本にし、資格取得の要件との関係で必要な特定の学期に限って26単位を上限として、授業外学習時間の確保による単位の実質化を図っている（資料4-1 p.16）。 ・シラバス内容の整備及び実施については、統一の様式のもと開講全科目で作成し、本学 web サイト上で公開している（資料4-2、資料4-3）。シラバスの作成にあたっては、教務委員会より全教員に対して記入例を示したうえで作成の依頼をしている（資料4-4）。シラバスに含む内容は、「科目名・英文名」、「科目ナンバリング」、「講義形態」、「担当教員」、「科目に関連した実務経験」、「学年・開講期・選必・単位数」、「履修を必須とする資格」、「学位授与方針との関係」、「SDGs との関連」、「アクティブラーニング実施方法・「その他」のアクティブラーニング実施方法」、「実施概要」、「到達目標」、「使用教材・参考文献」、「評価方法・課題・評価に対するフィードバック方法」、「オフィスアワー・メールアドレス」、講義回ごとの「講義内容」からなり、さらに、単位の実質化を意識した事前学習や事後学習時間の目安を提示するなど、全教員に学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を求めている。授業内容とシラバスとの整合性については、学生による全科目の授業評価アンケートでの調査が行われている（資料4-5）。 ・シラバスは毎年度改訂されて最新のものが提供されているが、シラバス提示後に授業の内容、方法等を変更する場合は、講義開始時に学生への周知を行っている。 ・学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法としては、従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習（PBL）やグループワーク（SGD）を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業を増やして来ており、「基礎教養ゼミ」、「キャリア形成論」、「生物学基礎II」、「薬学総論」、「薬学総論II」、「薬学と社会」、「薬理学実習」、「臨床医薬品情報学」、「テーラーメイド医療学」、「実務事前学習I」、「臨床薬学演習」などで実施してきている（資料4-6）。卒業研究についても対面での発表会を7月に実施し（資料4-7 p.6）、活発な討論を促せた。また、学生の主体的な授業内容の復習を促す目的で、毎学期のはじめに前学期の専門必修科目の定期試験を元にした学習フォローアップテストを実施した。 ・学習の進捗と学生の理解度の確認は、主に講義中の小テストや定期試験で行っている。また、講義途中および終了時に行われている学生による全科目の授業評価アンケートでも確認している（資料4-5）。 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導については、前期授業開始時期に新生（資料4-8 p.96）および在校生（資料4-9 p.96）の学年ごとに教務委員または薬学学修支援センター委員が行なった。さらに学生個人に対しては、上記の GPA と連動した履修登録単位数の上限の変動も含め、アドバイザーによる履修指導が重要である。本学科では、学生の大学生活全般をサポートするシステムとしてアドバイザー制度を導入し、入学後から卒業まで少人数の学生にひとりずつ教員を割り当て（卒業研究の配属決定後は研究室の指導教員が担当）、履修指導や学習相談、生活相談を行っている（資料4-10 p.10）。 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示については、各科目のシラバスに教員のオフィスアワーおよびメールアドレスを記載するとともに授業回ごとに予習復習の課題を提示している（資料4-6）。さらに Web 上の教育支援プログラムである C-learning を利用した課題提示やフィードバックも行っている（資料4-11） ・1授業あたりの学生数については、例年、薬学科では概ねその定員である90名で実施している。語学系科目や実習科目では、2～4分割した20～50人程度のグループやさらに細分割した小グループで実施することで授業の質を維持するようにしている（資料4-12）。 ・学部で行なっている教育の実施内容・状況の全学内部質保証推進組織による把握については、学部でほぼ毎年度に作成している自己点検・評価シートを全学組織である FD・自己点検委員会が取りまとめることと、外部委員および学生委員も含めて実施される「3つのポリシー点検会議」の結果を教授会で報告することによりなされている（資料4-13 pp.30-38）。 <p>以上のように、単位の実質化を図るための措置や授業形態について、学生の学習を活性化して効率的に教育を行うための措置は多様に講じられていると評価できる。</p>	
5	<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p> <p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 	S

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

【具体的点検内容とその根拠】

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定

薬学科は各科目の成績評価及び単位認定を、各年度当初に学生に公開されたシラバスに明記された方法に従って行っている。成績評価の具体的な方法には、通常試験(いわゆる期末試験)結果および受講態度(小テスト、課題を含む)、形成的評価、主として技能・態度に対する評価があり、各講義の担当教員は、担当する科目について最も適していると判断できる方法を、シラバスを通じて学生に提示しているほか、各講義の初回冒頭に評価基準を口頭でも説明している。実習科目の成績評価の方法は提出レポートおよび受講態度であり、その評価基準および認定方法は、講義科目、演習科目と同様にシラバスに明記されており、各実習科目の初回冒頭でも説明している。実習科目の評価は、実習科目共通のルーブリック表(および科目独自のルーブリック表の併用)による客観的評価を取り入れている。(資料 5-1)

- ・既修得単位等の適切な認定

学則で定めた既修得単位の認定制度(資料 5-2 第 25-27 条)に基づき、令和 5 年度は薬学科学生 1 名に対し既履修科目の認定が行われた。(資料 5-3 p.1)

- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価の客観性及び厳格性を担保するための薬学科独自の取り組みとして、評価に用いる項目とその寄与率、及び、評価の基準をシラバス(資料 5-4)に明記し、評価方法を初回講義時にアナウンスしている。専門科目においては成績評価に用いた確認試験、および、通常試験における正答例と平均点および得点別のヒストグラムを開示し、試験の難易度の適切性を担保し、学生にとって自身の成績と相対的位置が把握しやすいように努めている。薬学学修支援センターにより各科目における定期試験および最終成績のヒストグラム(資料 5-5)が収集・されており、定期点検をすることにより評価の客観性等を担保している。

- ・卒業・修了要件の明示

授業科目の区分および卒業要件は学則第 35 条および別表 1 に規定しているが、履修ガイドにも詳しく記載して学生が確実に理解するよう努めている(資料 5-6 p.19)。学期末ごとの学生の成績はオンラインで確認できるほか、成績通知書として各保護者宛に郵送される。この成績通知書には卒業・修了に必要な単位数、および、既修得単位数、不足単位数などが記載されている。(資料 5-7)

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では平成 27 年度より GPA による成績評価を全学的に導入しており、試験規程評価に応じて 1 科目あたり 4 点・0 点の GPA が加算されるようにしている。GPA の値は、成績不振の学生に対する退学勧告、履修登録できる単位の上限値の設定(CAP 制)、GPA の値を学業優秀者の表彰(学長賞)や、学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定と継続審査に利用している。令和 5 年度は GPA の値をもとに 22 名に対し特待生継続に関する審査が行われ(資料 5-8 pp.3-24)、4 名に GPA 内記に基づく退学勧告が行われ、1 名に学長賞が授与された。GPA の値は学期末ごとの成績通知書にて各学生に通知し、また、学科ごとの GPA の値の分布(資料 5-9)をホームページで公開するなど、学生が自身の学習目標に GPA 値を活用しやすいようにしている。

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・薬学部では卒業研究の単位認定を行うにあたり、卒業論文の提出を義務付けている。卒業研究の評価方法ならびに評価に用いるルーブリック表は、教務委員会が令和 5 年 4 月 13 日の 5 年次ガイダンスで学生に明示された。(資料 5-10)。

- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

	<p>学士の学位論文の審査はルーブリック表に基づき、卒業研究の指導教員が行なっている。卒業論文は定められた期日までに学生自身が C-learning を通じて提出することとしている。(資料 5-3 p.6) 卒業研究のプレゼンテーション能力は、令和 5 年 7 月 8 日の卒業研究ポスター発表会 (資料 5-11) において、専門に関係なく割り当てられた質疑担当者によって評価され、卒研態度のその他 7 項目、および、卒業論文は、卒業研究の指導教員がルーブリック表 (資料 5-12) を用いて評価された。卒業研究の客観性及び厳格性を確保する措置として、卒業論文および要旨集 (資料 5-13) は薬学部にも所属する全ての教員に公開されており、卒業研究の最終成績も全ての研究室の主任教員に共有された。(資料 5-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・卒業認定および学位授与は薬学科で定める卒業要件に基づき、全教員が参加する卒業判定会議において厳正に可否判定をおこなっている。学位授与に係る手続は履修ガイドに明示されている。(資料 5-6 pp.10-11) ・適切な学位授与 <p>本学では、薬学科が定めるディプロマ・ポリシーに示した 6 つの能力・資質について、カリキュラムマップ (資料 5-15) に示した関連専門科目を全て修得することにより、これらの能力・資質を修得したとみなし、学位を授与している。卒業時の学修評価は「卒業研究」および「薬学総合演習Ⅲ」により総合的に評価され、このことは履修ガイドに明示されている。(資料 5-6 p.11) 令和 6 年 2 月 16 日に既修得単位の確認と卒業判定が行われ、77 名の学位授与が認定された。(資料 5-16) また、令和 4 年度の卒業判定会議にて卒業要件を満たさない 6 年生は 11 名であるが、うち 10 名は令和 5 年 9 月 7 日に行われた卒業判定会議 (資料 5-17) において卒業要件の満了が確認され、9 月 15 日に学位授与を行なわれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>学位授与に関わる全学的なルールは、高崎健康福祉大学学則において定められた年限の在学と定められた単位数の取得を持って認定すると規定している (資料 5-2 第 35 条)。全学内部質保証推進組織である大学運営協議会は FD・自己点検委員会による自己点検評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について常に検討し、必要な事項を実施している。(資料 5-18 第 4 条)</p>	
6	<p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。) ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。) ・薬学部の学位授与規定 (DP) の各項目の学習成果は、カリキュラムマップに示した関連科目の修得によって把握及び評価している。薬学部と関連性が強い薬剤師業務を担うのに必要な実務能力の修得は、薬学モデル・コアカリキュラムの F 薬学臨床に対応する科目、および、薬学共用試験 (OSCE) によって把握及び評価している (資料 6-1)。 <p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎健康福祉大学では大学全体としてのアセスメント・ポリシーの対象を 1) 入学前・初年次、2) 在学期間中、3) 卒業・修了時 の 3 区分に分割している。1) 入学前・初年次の学習成果は各種入学試験結果、出願書類の記載内容、入学後の意識調査、基礎教養ゼミの出席状況等を用いて把握及び評価している。2) 在学期間中の学習成果は GPA、修得単位数、学生生活満足度調査結果、学部・学科内で実施する意識調査、離学率、課外活動状況、授業評価アンケート結果、を用いて把握及び評価している。3) 卒業・終了時の学習成果は、卒業生へのアンケート調査、就職率、学位授与数、ストレート卒業率、資格取得状況、就職先アンケートを用いて把握及び評価している。令和 5 年度はアセス 	S

	<p>メントポリシーの評価指標を見直し、全学科共通で実施する必須項目と学科ごとに実施を判断する任意項目に整理した。また、新たな評価指標として、DP 認知調査（令和5年度後期より）と社会人基礎力調査（令和6年度より）を全学科の必須項目として行うことが決まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学部では、令和5年度に以下の視点等から学習成果等の検証を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 教務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 卒業時アンケートの集計結果（資料6-2 p.39） 入試委員会 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度入学者選抜結果の報告（資料6-2 pp.36-37） 令和5年度 新入生アンケート結果（資料6-3 pp.39-41） 2023 入学前教育および新入生実力確認テスト実施報告（資料6-4 pp.21-26） 学生委員会 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度学生生活・満足度調査結果について（資料6-3 pp.12-35） 令和5年度学生生活・満足度調査結果について（資料6-5 p.7p.5-90） FD・自己点検評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度学生による授業評価アンケート（資料6-6） 令和5年度卒業生アンケートの実施と結果報告（資料6-5 pp.16-20） DP 認知調査 キャリアサポートセンター <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 進路・就職状況に関して（資料6-2 pp.60-69） 令和5年度 進路・就職状況に関して（資料6-5 p.44） ボランティア・市民活動支援センター <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度ボランティア・市民活動センター中間(前期)活動報告について（資料6-7 pp.39-43） 薬学学修支援センター <ul style="list-style-type: none"> 第108回薬剤師国家試験の結果報告（資料6-2 pp.33-35） 令和5年度学習フォローアップテストの実施（資料6-3, 資料6-7, 別紙） 試験成績集計と成績不振者面談の実施（資料6-2, 資料6-8, 別紙） <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり 全学内部質保証推進組織である大学運営協議会はFD・自己点検委員会による自己点検評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について常に検討し、必要な事項を実施している。（資料6-9 第4条） また、学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学的な方針は、学長補佐チーム（令和4年6月に発足）によって検討される。学長補佐チームが示した方針に基づいて、教務委員会および薬学部内の将来構想委員会により具体的な方法が話し合われる。 令和5年度は全学SD研修として9月14日にティーチングポートフォリオの利活用に関するセミナーが開催された。また、成績評価の標準化について意見交換がなされた（資料6-10 pp.11-13）。学習成果の可視化に向けて、学修ポートフォリオの導入について話し合わせ、令和6年度より学修ポートフォリオ「START」システムが運用することになった。（資料6-11）学位証書補助資料である Diploma supplement が作成され、令和5年度卒業生に発行された。（資料6-5 p.21）学生のDP理解度についての調査が行われた。（資料6-12 pp.14-15）</p>	
7	<p>教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な点検内容とその根拠】 <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学部では、教育課程についての点検・評価を実施した結果を適切に活用し、教育の内容や方法についての改善・向上を目指して、種々の方策を検討している。薬学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、適切に評価するために定期的な「3つのポリシー定期点検会議」を実施している。同会議は、令和4年度は書面（メール）会議による開催であったが、令和5年度は学内での集合対面形式で実施し、点検内容の説明とそれに対する質疑応答により、学外委員からの貴重な意見をいただいている（資料7-1 pp.30-38）。また、令和4年に、厚生労働省から薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）が示された（資料1-6）。これまでは卒業時に必 	A

要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更となった。これに伴い学位授与方針（DP）が整理されたが、DPに合わせるため、教務委員会にて作成した改定案が教授会で審議され、新たな「教育課程編成の方針」が制定された（資料7-3 pp.1-2）。改定案が教育課程を適切に編成するための措置としては、カリキュラムマップ（資料7-4）を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認することにより（資料7-5）、薬学科教職員が一丸となり点検・評価を行っている。令和5年度から、課題解決型学習（PBL）やグループワーク（SGD）を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業については、どのような形式での主体的参加が求められているかが、学生にとってわかりやすいように、シラバスでの記載様式が全学（全学教務委員会）で改訂（整理・統一）された（資料7-6 pp.6-15）。新様式のシラバスではアクティブラーニングの形式が明示されている（資料7-7）。また、改訂された薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）の施行（令和6（2024）年度入学生から）に備えて、シラバスの内容を確認し、必要に応じた修正を教務委員会から各教員に依頼した（資料7-8）。これらに合わせて、各教員が作成したシラバス原稿の内容を教務委員会で確認している（資料7-7）。個々の教員の教育方法および教育効果の点検の一環として、令和4年度の自己評価・申告表から教育効果（ティーチングポートフォリオ）の項目が導入された（資料7-9 pp.15-16）。年度末に各教員が該年度の教育活動を振り返り、学科長および学部長の評価を経て大学本部に提出され、定期的な自己点検の有用なツールとなっている（資料7-10、資料7-11）。また、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているか点検・評価を実施した（資料7-1）。

- 客観的な学習成果の指標となる Grade Point Average（GPA）と進級や卒業・国家試験合格との関係の分析結果を用いて、2～4年次新年度ガイダンスの際に、学習目標の設定などの学習指導に活用している（資料7-12（p4～5））。同じく客観的な学習成果の指標となる学期末試験の結果（素点）から、成績不振な学生の早期発見に活用している（資料7-13、資料7-14）。成績不振者に対しては、新学期開始時に薬学学修支援センター教員による面談を実施している。また、ディプロマポリシー（DP1～DP6）の達成状況を学生自身が把握できる Web ベースの学修ポートフォリオ（START）システムの導入に備えて、薬学部内でその活用法を検討した（資料7-15）。令和5年度後期からの導入予定（資料7-1 pp.18-20）であったが、令和6年度前期からの運用となった。その活用法については運用実績をもとに継続して検討する必要がある。

現状では、「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する」という観点においては、教育評価実施指針（アセスメント・ポリシー）案が策定されているものの十分な検討はできておらず、具体的な調査（アセスメント）も今後実施予定であることなど、未実施である部分も多いため、改善の余地があると考えられる。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

- 教育課程及び内容・方法の適切性に関しては、点検・評価のエビデンスに基づいてPDCA サイクルを回していくことに努めている。国家資格等の取得に向けた教育について改善・向上を目指した結果、薬学科では試験結果が改善・向上に至った（資料7-5 別紙）。また、3つのポリシー定期点検会議により、カリキュラムポリシーやディプロマポリシーに対する点検・評価及び改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価及び改善・向上を定期的実施したことは評価できる（資料7-1）。令和4年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムの導入に備えて、シラバス記載内容を点検し、最新のモデル・コア・カリキュラムに対応したことは評価できる（資料7-8）。このように、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に薬学科として真摯に取り組んでいると考えている。このように薬学科では、大学評価および薬学教育評価に向けて、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。また、定期的に評価を実施するためのツールとして、毎年の自己点検評価シート（本資料）等の作成を実施している。

以上のように、自己点検・評価の結果を概ね改善・向上に生かしていると考えられる。

XII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「1. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
1	アセスメントチェック表の活用	アセスメントチェック表を活用して、学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で評価した。
2	アセスメントチェック表の活用	アセスメントチェック表を活用して、教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で評価した。
6	学修ポートフォリオ「START」シ	学生自身がオンラインで自身の修学状況を随時確認することができる「START」システム、および、本学でのDP達成度を数値化した Diploma supplement は学修成果の可視化として有効であることが期待される

	STEMおよび Diploma supplement	
7	ティーチングポ ートフォリオ	各教員が年度ごとの教育活動を振り返り、自己点検を行う有用なツールである。
7	学修ポートフォ リオ「START」シ ステムの導入準 備	ディプロマポリシー（DP1～DP6）の達成状況をはじめ、各学生が学修成果を可視化できるツールの導入の準備を行なった。

XIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
3	教育課程の整合性の確認	令和5年度中に教育課程の編成・実施方針の改訂を行ったため
7	アセスメント・ポリシー	アセスメントチェック表の運用について定期的に検討する。体系的・総合的な学習成果を測定するための指標を設定する。
7	学修ポートフォリオ（START）システムの活用	学修ポートフォリオシステムの利用についてのルールや対応内容を運用実績に合わせて検討する。

XIV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
1	点検評価会議の定期的な開催	「3つのポリシー定期点検評価会議」を定期的に開催する。 学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
2	点検評価会議の定期的な開催	「3つのポリシー定期点検評価会議」を定期的に開催する。 教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
3	教育課程の整合性確認	学部教務委員会で、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程が実施されているかをシラバスや授業評価に基づき検討する。
6	DP認知度調査	DP認知度調査の結果を分析し、改善が必要な場合は具体的な改善方法を検討する。
6	社会人基礎力調査	社会人基礎力調査を実施し、結果を分析する。
7	アセスメント・ポリシー	アセスメントチェック表の運用について定期的に検討する。体系的・総合的な学習成果を測定するための指標を設定する。
7	学修ポートフォリオ（START）システム	学生自身が学修成果に対する自己評価を行う予定なので、それに対するフィードバックなどの教員側の活動内容を検討する。

XV. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	2023 令和5年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部
1-2	高崎健康福祉大学 web サイト 薬学科教育方針 (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)
1-3	2023 年度 3つのポリシー定期点検会議議事録 (令和5年度第10回教授会要項 p37～41)
1-4	薬学科アセスメントチェック表 (令和5年度第11回教授会要項 p4～7)
2-1	2023 令和5年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1と同じ)
2-2	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科
2-3	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)

2-4	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日
2-5	2023年度3つのポリシー定期点検会議議事録(令和5年度第10回教授会要項 p37~41)(1-3と同じ)
2-6	薬学科アセスメントチェック表(令和5年度第11回教授会要項 p4~7)(1-4と同じ)
3-1	改訂コアカリ SBO 対応表 (H30年度点検評価報告書 資料4-4)
3-2	2023 令和5年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1と同じ)
3-3	令和5年度第7回教授会要項 2023年11月9日
3-4	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3と同じ)
3-5	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日 (2-4と同じ)
3-6	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科 (2-2と同じ)
3-7	令和5年度第8回教授会要項 2023年12月5日
3-8	令和5年度第9回教授会要項 2024年1月5日
3-9	令和5年度第6回教授会要項 2023年10月5日
4-1	2023 令和5年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1と同じ)
4-2	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科 (2-2と同じ)
4-3	高崎健康福祉大学 web サイト シラバス【ウェブ】 https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/syllabus/
4-4	令和5年度第8回教授会要項 2023年12月5日 (3-7と同じ)
4-5	2023年度前期 学生による授業評価アンケート集計結果表(科目別) 薬学科
4-6	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科 (2-2と同じ)
4-7	令和5年度第2回教授会要項 2023年5月11日
4-8	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日 (2-4と同じ)
4-9	令和4年度第11回教授会要項 2023年3月2日
4-10	2023 令和5年度学生生活ハンドブック 高崎健康福祉大学薬学部
4-11	Web サイト C-learning 学生ログイン画面【ウェブ】 https://kendai.c-learning.jp/s/
4-12	学生実習書 I~III 令和5年度版 高崎健康福祉大学薬学部編
4-13	令和5年度第6回教授会要項 2023年10月5日 (3-9と同じ)
5-1	基礎化学実習ルーブリック表
5-2	高崎健康福祉大学学則
5-3	令和5年度第2回教授会要項 2023年5月11日 (4-7と同じ)
5-4	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科 (2-2と同じ)
5-5	令和5年度成績評価ヒストグラム
5-6	2023 令和5年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1と同じ)
5-7	成績通知書
5-8	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日 (2-4と同じ)
5-9	学科ごとのGPAの値の分布
5-10	令和5年度実験研究ガイダンス資料 令和5年4月12日
5-11	卒業研究発表会関連資料
5-12	卒業研究ルーブリック
5-13	令和5年度卒業研究発表会要旨集
5-14	卒業研究最終評価
5-15	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3と同じ)
5-16	令和5年度卒業判定会議 2024年2月16日
5-17	令和5年度9月卒業判定会議次第 2023年9月7日
5-18	高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程
6-1	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3と同じ)
6-2	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日 (2-4と同じ)
6-3	令和5年度第2回教授会要項 2023年5月11日 (4-7と同じ)
6-4	令和5年度第3回教授会要項 2023年6月1日
6-5	令和5年度第11回教授会要項 2024年3月7日
6-6	令和5年度学生による授業評価アンケート
6-7	令和5年度第6回教授会要項 2023年10月5日 (3-9と同じ)
6-8	令和5年度第5回教授会要項 2023年9月7日

6-9	高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程 (5-18 と同じ)
6-10	令和5年度第6回全学教務委員会要項 令和5年11月30日
6-11	学修ポートフォリオ「START」システム教員向け操作資料
6-12	令和5年度第9回教授会要項 2024年1月11日 (3-8 と同じ)
7-1	令和5年度第6回教授会要項 2023年10月5日 (3-9 と同じ)
7-2	資料不明
7-3	令和5年度第7回教授会資料 2023年11月9日 (3-3 と同じ)
7-4	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3 と同じ)
7-5	令和5年度第1回教授会要項 2023年4月4日 (2-4 と同じ)
7-6	令和4年度第8回教授会資料 2022年12月1日
7-7	2023 令和5年度シラバス薬学部薬学科 (2-2 と同じ)
7-8	来年度シラバス仮作成とコアカリ学修目標チェックのお願い (教務委員長発 2023年8月10日メール)
7-9	令和4年度第10回教授会資料 2022年2月2日
7-10	自己評価・申告表_R5.08.22 改正.xlsx
7-11	自己評価・申告表 (記入例と説明)_R5.08.22 改正.pdf
7-12	令和5年度第2回教授会資料 2023年5月11日 (4-7 と同じ)
7-13	2022年度後期試験素点成績集計 (令和4年度第11回教授会資料 2023年3月2日) *昨年度の根拠資料6-15 に相当
7-14	2023年度前期試験素点成績集計 (令和5年度第5回教授会資料 2023年9月7日) *昨年度の根拠資料6-15 に相当
7-15	令和5年度第4回薬学部将来構想委員会会議事録

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準5	学生の受け入れ
-----	---------

XVI. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は【資料1-1】の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者を適切に選抜できるように、知識・技能、思考力・判断力、主体性・協働性等の求める学生像を設定している【資料1-1】。学生の受け入れ方針は、学生募集要項および本学ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパス等で実施する入学者選抜案内においても公表し、周知している【資料1-1、1-2、1-3】。また、学生の受け入れ方針に基づいて入学希望者を選抜するために、多様な入学者選抜を実施することにより入学希望者に求める学力水準や能力等を評価している【資料1-2】。 ・学生の受け入れ方針は、令和5年7月28日に開催された薬学科教員、学外評価参画者、および教育改善委員（薬学科在学学生）による3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）定期点検会議において点検を行った【資料1-4、1-5】。また、同点検会議の検討結果や寄せられた意見等については、薬学部教授会において薬学科教員全体に周知された【資料1-6】。入学希望者に求める水準等の判定方法は、各入学者選抜の選抜方法を定期的に点検し、見直しや修正が必要な場合は薬学科入試委員会で適宜修正案を作成し、薬学部長・薬学科長と協議の上、教授会で協議している【資料1-7】。 	A
2	<p>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等） <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、入学希望者の特性に応じて多様な選抜形式（総合型選抜、健大スカラシップ選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）を公正に実施し、それぞれ適切に運営している【資料1-2】。また、入学者選抜制度については、薬学部教授会において協議し、適切に設定している【資料1-7、2-1】。 ・授業料その他の費用や経済的支援に関する情報は、大学ホームページ及び学生募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパス等における入学者選抜案内においても公表し、周知している【資料1-2、2-2】。 ・学生の受け入れ方針に基づき、総合型選抜においては、全学共通の出願資格に加え、「化学を履修している者」を要件としており、学校推薦型選抜においては、化学・英語の基礎学力調査を実施している【資料1-2】。また、令和6年度総合型選抜より、化学の基礎学力を有している入学希望者を選抜するため、有機化学を中心とした化学の基礎学力を評価する基礎学力調査を新たに導入した【資料1-2】。 ・薬剤師従事先の地域偏在性の問題に取り組むため、令和7年度入学者選抜より将来的に薬剤師不足が懸念される都 	A

	<p>道府県のうち、本学のある群馬県および薬科大学がない近隣4県（山形県、茨城県、長野県、山梨県）の出身者を対象として、卒業後に薬剤師として出身県に勤務することを前提に特待生を選抜する地域枠選抜を実施するための準備を行った【資料2-3】。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教職員で構成される入試委員会が組織されており、入学者選抜を適切に実施する体制が整っている。薬学科では4名の教員が入試委員として活動している【資料2-4】。 ・各入学者選抜は、入試委員会の責任のもと教職員により適切に運営されている【資料2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12、2-13、2-14】。 ・公正な入学者選抜を実施するため、総合型選抜、学校推薦型選抜、及び健大スカラシップ選抜において実施する個人面接は、3名の教員が独立して評価を行っている【資料2-5、2-6、2-7】。面接の評価基準は、薬学科入試委員により面接マニュアルを毎年確認・修正後、事前に面接を担当する教員全体で確認することで、評価方法を統一している【資料2-15、2-16、2-17】。 ・各入学者選抜の合否判定は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者を適正に選抜するために、薬学科入試委員で合否判定案を作成後、学部長、学科長、薬学科入試委員、薬学部事務室長との予備判定会議を経て、薬学科全教員による合否判定会議で協議することで、公正に実施している【資料2-18、2-19、2-20、2-21、2-22、2-23、2-24、2-25】。 ・オンラインで実施される健大スカラシップ選抜二次試験（面接）については、二次試験実施日前日までに接続テストを実施し、受験者の通信状況に問題がないか事前に確認している【資料1-2】。 	
3	<p>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度入学者数（令和4年4月1日現在）は100名であり、定員90名に対する比率は111.1%であった【資料3-1】。また、令和4年度在籍学生数（令和4年5月1日現在）は575名であり、収容定員540名に対する比率は106.5%であった【資料3-2】。令和5年度入学者数（令和5年4月1日現在）は97名であり、定員90名に対する比率は107.8%であった【資料3-3】。また、令和5年度在籍学生数（令和5年5月1日現在）は568名であり、収容定員540名に対する比率は105.2%であった【資料3-4】。令和6年度入学者数（令和5年4月1日現在）は94名であり、定員90名に対する比率は104.4%であった【資料3-5】。また、令和6年度在籍学生数（令和6年4月1日現在）は563名であり、収容定員540名に対する比率は104.3%であった【資料3-6】。直近3年間（令和4～6年）の入学定員及び収容定員に対する入学者数及び在籍学生数の比率の平均は、それぞれ107.8%および105.3%であり、いずれも適切に設定・管理されており、過不足は生じていない。 	S
4	<p>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した各入学者選抜の合格者および入学後の進級状況（ストレート卒業率）との関係性を解析することにより、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っている【資料4】。これらの結果に加え、本学入学者選抜の出願（出願者数等）および結果（得点率等）をもとに、次年度以降の入学者選抜の内容等の改善・向上に向けた取り組みを行っている【資料1-7】。 	A

XVII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	総合型選抜出願者の増加	近年の総合型選抜出願者数減少に鑑み、令和6年度総合型選抜より化学基礎・化学の基礎学力調査および個人面接により入学希望者の選抜を行った。その結果、出願者が令和4年度は8名、令和5年度は6名であったのに対して令和6年度は14名となり、そのうち6名が合格となった。個人面接に加え基礎学力調査を実施したことにより、ある程度の学力水準を満たし、また将来薬剤師になることを強く希望している学生の確保に貢献した。

3	入学定員および収容定員の適正な設定	令和4～6年度の入学定員に対する入学者数の比率の平均は107.8%、収容定員に対する在籍学生数の比率の平均は105.3%であり、入学者数や在籍学生数は過不足なく管理されている。したがって、学生の受け入れ方針に基づく入学希望者の選抜は適切であり、また入学定員および収容定員の設定は適切である。
---	-------------------	---

XVIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	学生募集の制度の見直し	近年、本学薬学部入学者選抜の出願者数、特に一般選抜や大学入学共通テスト利用選抜の出願者数が減少しており、今後、学生の受け入れ方針に定める学習歴や学力水準、能力等を満たす学生の確保が困難となること が危惧される。そのため、全国的な入学者選抜制度の状況等も考慮し、各入学者選抜制度の検証や入学者選抜の実施方法の検討を継続的に実施する必要がある。また、学校推薦型選抜（指定校制）による入学者については、低学年で留年・退学となる例もあるため、基準の点検・改善が必要である。

XIX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
2	学生募集の制度の見直し	各入学者選抜が学生の受け入れ方針に適合した制度であるか、全国的な入学者選抜制度の状況等も考慮しながら定期的・継続的に点検を行う。入学者数および在籍学生数を適切に管理しながら、学生の受け入れ方針に定めた素養を備えた入学希望者を選抜するため、各入学者選抜において求める学生像を考慮しながら制度の点検を行い、適宜改善を図る。近年、総合型選抜や学校推薦型選抜等の年内入学者選抜による入学者が国公立を含めた大学全体で増加している【資料5】ため、本学薬学部入学者選抜においても総合型選抜や学校推薦型選抜の内容を見直し、改善を図る。一方、学校推薦型選抜（指定校制）については、選抜の結果および入学後の成績・進級状況等との関連性を分析し、出願要件（基準）、指定校先、各指定校先の募集枠数等の見直しを進める。

XX. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	高崎健康福祉大学薬学部ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept
1-2	高崎健康福祉大学 令和6年度学生募集要項
1-3	高崎健康福祉大学オープンキャンパス 薬学部入学者選抜の説明
1-4	薬学部 令和5年度3つのポリシー定期点検会議 議事録
1-5	R5 3つのポリシー定期点検会議 対応表
1-6	令和5年度 薬学部第6回教授会 資料 p30-31、34-38
1-7	令和5年度 薬学部第11回教授会 資料 p2-3
2-1	令和5年度 薬学部第11回教授会 資料 p26-27
2-2	高崎健康福祉大学 奨学金・学生支援 https://www.takasaki-u.ac.jp/admission/p-admissions/support
2-3	令和7年度地域枠選抜(案)
2-4	令和5年度 薬学部第1回教授会 資料 p101
2-5	令和6年度薬学科総合型選抜実施要項
2-6	令和6年度薬学科学校推薦型選抜実施要項
2-7	令和6年度健大スカラシップ(二次)選抜実施要項
2-8	令和6年度一般選抜A日程実施要項
2-9	令和6年度一般選抜A日程監督者1
2-10	令和6年度一般選抜A日程監督者2
2-11	令和6年度一般選抜B日程実施要項
2-12	令和6年度一般選抜A日程監督者
2-13	令和5年度 薬学部第10回教授会 資料 p2
2-14	令和6年度特別選抜実施要項
2-15	令和6年度総合型選抜面接マニュアル

2-16	令和6年度学校推薦型選抜面接マニュアル
2-17	令和6年度健大スカラシップ選抜面接マニュアル
2-18	令和6年度総合型選抜判定会議議事録（最終）
2-19	令和6年度学校推薦型選抜判定会議議事録（最終）
2-20	令和6年度健大スカラシップ選抜判定会議議事録（最終）
2-21	令和6年度一般選抜A日程判定会議議事録（最終）
2-22	令和6年度一般選抜B日程判定会議議事録（最終）
2-23	令和6年度大学入学共通テスト利用選抜前期判定会議議事録（最終）
2-24	令和6年度大学入学共通テスト利用選抜中期判定会議議事録（最終）
2-25	令和6年度大学入学共通テスト利用選抜後期判定会議議事録（最終）
3-1	令和4年度 薬学部第1回教授会 資料 p27
3-2	令和4年度 薬学部第2回教授会 資料 p50
3-3	令和5年度 薬学部第1回教授会 資料 p36
3-4	令和5年度 薬学部第2回教授会 資料 p74
3-5	令和6年度 薬学部第1回教授会 資料 p27
3-6	令和6年度 薬学部第1回教授会 資料 p72
4	入学者選抜区分別卒業率
5	大学入学者選抜の実態の把握等（令和4年度文部科学省委託調査大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究調査報告書）p18-24

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準6	教員・教員組織
-----	---------

XXI. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学として求める教員像の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>高崎健康福祉大学の求める教員像および教員組織の編制方針は「高崎健康福祉大学 大学の求める教員像および教員組織の編成方針」に明示され、全ての教職員が閲覧できるイントラの共有文書で公開している（根拠資料：6-1）。また、教員組織の編成方針については「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」に明記されている。（根拠資料：6-2）。</p>	A
2	<p>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ○教養教育の運営体制 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>令和5年度の教員在籍状況は、助教以上の薬学科専任教員は36名で、他に1名の助手が在籍している（根拠資料：6-3）。本学の必要な教員数は28名であることから、現状の総数は基準を満たしている。このうち、教授は16名が在籍しており、設置基準では専任教員数の半数（14名）が必要な教授数であるから、基準を上回っている（根拠資料：6-3）。実務家系教員は必要教員数の6分の1（$28 \div 6 = 4.7$）すなわち、5名以上必要なところ、現在は7名で、その内訳は教授2名、准教授1名、講師4名である（根拠資料：6-3）。各教員は高度な専門性を持ち、実務家の講師の1名を除き全員学位を有している。教育の実践については「薬学学修支援センター」を組織し、全教育課程を入学前導入教育、低学年教育（1-2年）、中学年教育（3-4年；共用試験対策を含む）、最終学年教育（5-6年；卒業試験・国家試験対策を含む）に分け、効率的に対応している（根拠資料：6-4）。また、6年制薬学で重要な実務教育に対しては「臨床薬学教育センター」を設置し、7名の実務家教員と1名の助手が中心となり、実務実習及びその事前教育に関する教育を担当している（根拠資料：6-4）。教養教育課程は、全学で適切な教育が行えるように教養教育部会を設置し連携を図っている（根拠資料：6-5）。以上のように、教員組織の編成は適切に行われている。</p>	A
3	<p>教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>教員の採用は公募で行い、「高崎健康福祉大学学則」、「高崎健康福祉大学教員資格基準」に加え、薬学の専門性に即し</p>	B

	<p>た「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」を設け、教育・研究実績、社会活動および年齢等を踏まえ、総合的な見地から選考を行っている（根拠資料：6-2, 6-6）。教員採用の過程は、教授、准教授の場合は選考委員会を設置し、セミナーおよび面談により適性を教授協議会で審査して決定している（根拠資料：6-7）。また、教員の昇任に関しては、候補者を上記の「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」に沿って選定し、教授協議会でセミナーおよび面談を行って適性を審査している（根拠資料：6-8）。令和5年度末に1名の教授が定年退職し1名の准教授が移動により退職するため、公募により必要な分野の教員を募集した（根拠資料：6-9, 6-10）。学科内では、1名の准教授の教授への昇任、2名の講師の准教授への昇任、1名の助教の講師への昇任が審査された（根拠資料：6-8）。教員の補充について、募集および審査は適切に実施したが、最終的に適任者を採用できなかったため評価をBとした。</p>	
4	<p>ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】 全学のFD活動では、「ティーチングポートフォリオの利活用」について学部内で議論し、続いて他学科の教員とスモールグループでの意見交換を行った（根拠資料：6-11）。また「薬学学修支援センター」が中心になり教員の講義見学会を行い、教育スキルの向上を目指した（根拠資料：6-12）。さらに、教育・研究の総合的な向上を目指して、薬学研究発表会FDセミナーを年2回開催した（根拠資料：6-13, 6-14）。このように、大学共通のFDおよび薬学科独自のFDも精力的に企画し、遂行した。</p>	A
5	<p>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】 教員組織の点検・評価は、学部の教員全てに適用されている教員自己評価システムにより、教授協議会のメンバーおよび学科長と学部長により毎年点検されている（根拠資料：6-15）。評価結果は各教員にフィードバックされ、次年度の到達目標の設定に反映されている（根拠資料：6-16）。教員がカリキュラムに対して適切に配置されているかについては、教務委員会で検討され、その結果を受けて将来構想委員会で議論し、教授協議会の審議を経て、教員全員が出席する教授会で周知する方式を採っている（根拠資料：6-17）。令和5年度は、上記のように1名の教授が定年退職し1名の准教授が移動により退職するため、公募により必要な分野の教員を募集した（根拠資料：6-18, 6-19）。また、実験動物施設の運営のため助手を公募した（根拠資料：6-20）。学科内では、准教授1名の教授への昇任、講師2名の准教授への昇任、助教1名の講師への昇任が審査された（根拠資料：6-8）。</p>	A

XXII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
5	教員評価の運用	薬学部教員評価システムにより、各教員が年度初めに設けた年間の教育、研究、大学運営への貢献に関する到達目標に対し、年度末に教育研究年報を作成し、得られた成果を自己評価し、次年度への改善目標設定を行った。

XXIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
3	教員組織の補充	令和5年度に補充を試みた分野の教員を適任者として補充できなかったため、早急に公募により必要な教員の補充を行う。これに伴い研究室体制の見直しを行う。
3	研究室体制の見直し	今後、定年退職を迎える教員が増えてくるため、将来の科目担当を見据えて、研究室の体制を点検、見直しを行う。

XXIV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
3	教員組織の点検	教育研究上必要な分野の教員を公募し、補充する。

XXV. 根拠資料

資料番号	資料名称
資料 6-1	大学の求める教員像および教員組織の編成方針
資料 6-2	採用および昇任昇格基準像および教員組織の編成方針
資料 6-3	高崎健康福祉大学専任教員数
資料 6-4	ホームページ教員紹介より抜粋
資料 6-5	委員会メンバー
資料 6-6	教員選考規程_R03.9 改正
資料 6-7	教授協議会開催 教授、准教授選考
資料 6-8	教授協議会開催 昇任昇格審査
資料 6-9	高崎健康福祉大学薬学部薬学科臨床薬学分野教授選考報告書
資料 6-10	准教授選考会議概要 R5 1129
資料 6-11	全学FD 課題
資料 6-12	講義見学会：全体のアンケート
資料 6-13	第20回薬学部研究発表会プログラム
資料 6-14	第21回薬学部研究発表会プログラム
資料 6-15	高崎健康福祉大学薬学部教員評価システム
資料 6-16	薬学部教員評価システム評価票
資料 6-17	令和5年度第1回薬学部将来構想会議
資料 6-18	230628 公募書類 (教授)
資料 6-19	230628 公募書類 (准教授)
資料 6-20	公募書類 (助手)

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準7	学生支援
-----	------

XXVI. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。</p> <p>○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>本学は建学の精神として、「自利利他」を掲げている。これは、人の喜びを自分の喜びとする心であり、高崎健康福祉大学はこの精神のもとで、教育・保育、医療、福祉・健康、生命科学など、さまざまな分野で社会に貢献する人材を育成している。この大学の基本理念である「自利利他」は、高崎健康福祉大学HPにて明示している。</p> <p>本学はこの基本理念に則り、高崎健康福祉大学学則を定めている。この大学学則は、高崎健康福祉大学HPに表示されている公表情報として明示している。</p> <p>本学は教育研究上の基礎的な情報として、各学科、専攻の教育研究上の目的、学生支援プロジェクト、高崎健康福祉大学学生支援に関する方針を、高崎健康福祉大学HPに表示されている公表情報として明示している。(1-aa-1)特に、学生支援に関する方針では、入学者に対する修学支援に関する方針として、入学前教育および入学後の初年次教育など、大きな枠組みの中で修学支援を行う、と明記している（根拠資料 7-1-1 高崎健康福祉大学 学生支援に関する方針）。(1-aa-2)生活支援に関する方針と進路支援に関する方針も同様に明記している（根拠資料 7-1-1 高崎健康福祉大学 学生支援に関する方針）。(1-aa-2)これらは令和4年度に実施された高崎健康福祉大学 令和4年度点検・評価報告書に示されている（根拠資料 7-1-2 高崎健康福祉大学 令和4年度点検・評価報告書 f9c711ebede9a764ad23a40a994c037e）(1-aa-3)</p> <p>本学では、入学者・在学者に対する大学案内や学生支援として、高崎健康福祉大学Guidebook(1-aa-4)、履修ガイド薬学部(1-aa-5)、学生生活ハンドブック(1-aa-6)を全員に配布している。履修ガイド薬学部の冒頭の10-11ページ目には薬学部の教育方針として高崎健康福祉大学の理念と目的、薬学部の教育方針を明記している。(1-aa-7)</p>	B
2	<p>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p> <p>○学生支援体制の適切な整備</p> <p>○学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 <p>○学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等） 	B

- 学生の進路に関する適切な支援の実施
 - ・キャリア教育の実施
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
 - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【具体的点検内容とその根拠】

○学生支援体制の適切な整備

本学では学生支援体制の適切な整備がされている。学生生活ハンドブックをはじめ、配布冊子に紹介されている様に、キャリアサポートセンター、国際交流センター学習支援センター、健康管理センター等が整備されている。生活相談・厚生面では、臨床心理士による学生カウンセリングルームや保健師による保健室が整備されている。(2-bb-1)=(2-cc-4)

薬学部では少人数制のアドバイザー制度を導入しており、担当アドバイザー教員による学習・生活面の両方できめ細かい相談・指導を行っている（学生生活ハンドブックp.10）。(2-bb-2)新入生の行事として、入学式後、前期授業開始前にフレッシュマンキャンプを実施している。(2-bb-3)フレッシュマンキャンプでは、新生活を始めるにあたっての注意点や大学で学ぶ心構えについての研修会や先輩学生による履修相談を行っており、新入生同士や先輩との親睦を深める良い機会になっている。(2-bb-3)

全学委員会での薬学部委員として、学生委員会、危機管理委員会、キャリアサポート委員会、保健衛生委員会、国際交流委員会、障がい学生支援委員会等に参加し、学生支援を多面的に適切に行っている。(2-bb-4)=(2-dd-1)また本学の学生支援については、入学時に配布している学生生活ハンドブックで項目順に確認できる。(2-bb-5)=(1-aa-6)

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学生の修学に関する適切な支援の実施も行っている。1年生から6年生を対象とした薬学学習支援センター(2-cc-1)の他、修学支援室では、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っている。(2-cc-1)学生の能力に応じた補習教育、補充教育は、学生の能力を測った上でも行っている。1年生と2年生の英語では能力別にAクラスBクラスCクラスに分けて授業を行っている。(2-cc-2)

また、薬学部5年生と6年生は各自が卒業研究と薬剤師国家試験の準備に取り組むが、4年次に能力別にAグループBグループに分けて配属研究室を決定し、学力に則した指導を行っている。更に5年次の実務実習では臨床薬学教育センターを中心とした支援体制を設けている。(2-cc-3)

- ・正課外教育

正課外教育として、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤龍祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っており、教職員には学生課から周知される。(2-cc-4)

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施は、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤龍祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っているが、教職員には学生課から周知される

- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援（C-Learning システムを活用した相談対応、資料配布や動画作成などのその他学習支援）

- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本学では速やかにオンライン教育システム C-Learning を導入している。C-Learning では協働版や連絡・相談コマンドがあり、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援が簡便に出来ている。更に、C-Learning では動画配信が可能である。ただし、スマートフォンやパソコンの通信環境を必要とする学生には、コンピュータ実習室のパソコンを解放している。(2-cc-5)

- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援。支援が用意されているならその内容
- ・障がいのある学生に対する修学支援

薬学部では多様な学生個々への様々な学生支援を効果的に実施するため、薬学部学生全員に対してアドバイザー担当を設けている。担当アドバイザーが中心となり、留学生等の多様な学生、障がいのある学生、成績不振の学生、留年者及び休学者、退学希望者など多様な学生への相談対応、修学支援、状況把握と指導・対応、

情報提供を、個別に効果的に行っている。なお、薬学部5年生と6年生は配属研究室の室長がアドバイザーを担当している。(2-dd-5)

- ・成績不振の学生の状況把握と指導

学生の修学に関する適切な支援の実施も行っている。1年生から6年生を対象とした薬学学習支援センターの他、修学支援室では、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っている。学生の能力に応じた補習教育、補充教育は、学生の能力を測った上でも行っている。(2-dd-1)1年生と2年生の英語では能力別にAクラスBクラスCクラスに分けて授業を行っている。(2-dd-2)

また、薬学部5年生と6年生は各自が卒業研究と薬剤師国家試験の準備に取り組むが、4年次に能力別にAグループBグループに分けて配属研究室を決定し、その後の指導を行っている。更に5年次の実務実習では臨床薬学教育センターを中心とした支援体制を設けている。(2-dd-3)

- ・留年者及び休学者の状況把握と対応

- ・退学希望者の状況把握と対応

薬学部では多様な学生個々への様々な学生支援を効果的に実施するため、薬学部学生全員に対してアドバイザー担当を設けている。(2-dd-4)担当アドバイザーが中心となり、留学生等の多様な学生、障がいのある学生、成績不振の学生、留年者及び休学者、退学希望者など多様な学生への相談対応、修学支援、状況把握と指導・対応、情報提供を、個別に効果的に行っている。なお、薬学部5年生と6年生は配属研究室の室長がアドバイザーを担当している。(2-dd-5)

- ・奨学金その他の経済的支援の整備

- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学では奨学金その他の経済的支援を整備している。学生生活ハンドブック12ページ(2-dd-6)や高崎健康福祉大学 Guidebook80 ページ(2-dd-7)に詳しく紹介し、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っている更に受験生を対象に、学生募集要項に学費等納入金及び入学辞退の金額を記載している。(2-dd-8)

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備

薬学部では多様な学生個々への様々な学生支援を効果的に実施するため、薬学部学生全員に対してアドバイザー担当を設けている。担当アドバイザーが中心となり、留学生等の多様な学生、障がいのある学生、成績不振の学生、留年者及び休学者、退学希望者など多様な学生への相談対応、修学支援、状況把握と指導・対応、情報提供を、個別に効果的に行っている。なお、薬学部5年生と6年生は配属研究室の室長がアドバイザーを担当している。(2-dd-5)

全学的に中間授業アンケートと授業評価アンケートを実施しており、各講義における学生からの授業評価や意見を得ている。これらのアンケート結果は授業改善などに反映し、有効に活用されている。(2-ee-1,2)

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施も適宜行っている。学生満足度調査の結果を受けて、例えば、講義室椅子の座面の張替え、パン自動販売機の設置、お手洗いのオートハンドソープの設置が挙げられる。(2-ee-3)

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備支援が用意されているならその内容

- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康診断は新入生を含め、例年、適切に年実施している。また、インフルエンザ予防接種など健康管理センターと連携し全学生に適切に周知を行い、高崎健康福祉大学附属クリニックにて実施している。(2-dd-6)

学生の相談に応じる体制の整備としても、上述の薬学部学生全員に対してのアドバイザー担当制度や、臨床心理士による学生カウンセリングルームが機能している。(2-ee-4)ハラスメント防止のための体制として、上述の危機管理委員会が整備されている。学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮として、上述の生活相談・厚生面では、臨床心理士による学生カウンセリングルームや保健師による保健室が整備されている。また、保健衛生委員会では保健衛生についての配慮を行っている。特に新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止を啓発し、新型コロナウイルス対応についてのフローチャートを掲示した。また C-Learning での検温・体調報告による入構判定を行った。(2-ee-5)

実験・実習に必要な安全教育として、薬学部編の実習書I、II、IIIのうち、実習書Iの冒頭「はじめに」に1. 一般的な注意事項、2. 事故の予防と発生時の対応、3. 実習を行うにあたっての注意等を記載している。実際の実習開始は2年次前期からであり、開始前に安全に関する説明・指導を行っている。卒業研究に必要な安全教育としては、各研究室単位で行う説明・指導の他、薬学部5年生ガイダンスでは特に遺伝子に関する説明・指導を行っている。(2-ee-6)

- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

学生の相談に応じる体制の整備としても、上述の薬学部学生全員に対してのアドバイザー担当制度や、臨床

	<p>心理士による学生カウンセリングルームが機能している。ハラスメント防止のための体制として、上述の危機管理委員会が整備されている。学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮として、上述の生活相談・厚生面では、臨床心理士による学生カウンセリングルームや保健師による保健室が整備されている。(資料 2-6) また、保健衛生委員会では保健衛生についての配慮を行っている。特に新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止を啓発し、新型コロナウイルス対応についてのフローチャートを掲示した。また C-Learning での検温・体調報告による入構判定を行った。(2-cc-5)</p> <p>人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)として、学生委員会を中心に、新入生フレッシュマンキャンプを実施している。また上述の国際交流センターや国際交流委員会が中心となり、国際的な交流を促進している。(2-dd-6)</p> <p>○学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 支援が用意されているならその内容 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 <p>学生の進路に関する適切な支援の実施として、キャリア教育は、特に、1年生のキャリア形成論や5年生のインターンシップに代表される。(2-dd-2)</p> <p>学生のキャリア支援を行うための体制として、上述のキャリアサポートセンターやキャリアサポート委員会が整備されている。本学では、学生のニーズに合わせ、進路選択に関わる支援やガイダンスの実施よりも就職関連のガイダンス・インターンシップ・セミナー・説明会の実施の方に注力している。例として、キャリアアップ講座、学内病院説明会や群馬メッセで開催する「薬学生のためのインターンシップ&仕事フェア」が挙げられる。(2-ff-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供 <p>博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供は、専門性を考慮し該当領域の担当教員が中心となって行っている。(2-ff-2)</p> <p>○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施</p> <p>正課外教育として、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤籠祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っており、教職員には学生課から周知される。(2-gg-1)</p> <p>学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施は、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤籠祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っているが、教職員には学生課から周知される。(2-gg-2)</p> <p>○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p> <p>その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施も適宜行っている。学生満足度調査の結果を受けて、例えば、講義室椅子の座面の張替えが挙げられる。(2-gg-3)</p>	
3	<p>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っている。学生委員会を中心に、活動方針報告書の記述の通り、適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価を行っている。</p> <p>本学では、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。学生委員会を中心に、活動方針報告書の検証内容を活用している。</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価</p> <p>以下を定期的な点検として記述してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生満足度調査 →全学学生委員会に対応(3-hh-1)(3-hh-2) ・卒業生の卒業時の満足度調査→薬学で卒業時に実施(3-hh-3)(3-hh-4) ・国家試験合格率(3-hh-5)(3-hh-6) ・退学率(3-hh-7)(3-hh-8) ・留年率、休学率(3-hh-9) ・特待生の成績確認(3-hh-10) 	B

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会での保護者からの意見収集 (3-hh-11)(3-hh-12) ○点検・評価結果に基づく改善・向上 ・学生満足度調査、卒業生の卒業時の満足度調査 <p>結果は薬学教授会で報告され、学生委員会を中心に今後の改善や向上に向けた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家試験合格率、退学率、留年率、休学率 <p>アドバイザー及び薬学教育センターの教員が学生と面談を行うことにより、対応している。 薬学教育センターにおいて、国家試験合格率 留年率の結果を検討し、1年間の教育プログラムを見直している。議題としては、卒業試験の日程・面談する学生の選別を行っている。 (教育の項目の記述を転記する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特待生の成績確認 <p>教授会での協議を行い、学生ごとに適切な判定を決めていく。特待生の見直し。特待生制度の見直しの議論あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会での保護者からの意見収集 <p>保護者からの要望は保護者会委員と教授会で協議し、必要に応じて学科内で改善を検討し、本部へ要望を検討する。保護者会の運営は良好にできているので、現行を継続する。</p>	
--	---	--

XXVII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事 項	そ の 理 由

XXVIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事 項	そ の 理 由

XXIX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事 項	具 体 的 計 画

XXX. 根拠資料

資料番号	資 料 名 称
1-aa-1	高崎健康福祉大学 学生支援に関する方針 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/29212cf0c2a0e674d486964e78fd07bd.pdf
1-aa-2	高崎健康福祉大学 学生支援に関する方針 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/29212cf0c2a0e674d486964e78fd07bd.pdf
1-aa-3	高崎健康福祉大学 令和4年度点検・評価報告書 https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/f9c711ebede9a764ad23a40a994c037e.pdf

1-aa-4	高崎健康福祉大学 Guidebook2024
1-aa-5	履修ガイド薬学部
1-aa-6	学生生活ハンドブック
1-aa-7	薬学部の教育方針：履修ガイド薬学部 p.10-11
2-bb-1	カウンセリングルームのご案内令和6年度前期 =(2-cc-4)
2-bb-2	アドバイザー制度：学生生活ハンドブック p.10
2-bb-3	薬学部：フレッシュマンキャンプ調査(令和5年度第9回教授会資料)
2-bb-4	各種委員会 =(2-dd-4)
2-bb-5	学生生活ハンドブック =(1-aa-6)
2-cc-1	薬学部薬学科教員紹介 https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/teacher
2-cc-2	令和6年度薬学部時間割(令和6年度第1回教授会資料)
2-cc-3	臨床薬学教育センター(令和5年度第10回教授会資料)
2-cc-4	Club & Circle：高崎健康福祉大学 Guidebook2024p.98-99
2-cc-5	コンピュータ実習室：高崎健康福祉大学 Guidebook2024p.82
2-dd-1	各種委員会
2-dd-2	高崎健康福祉大学薬学部時間割
2-dd-3	4年生の研究室配属調査結果
2-dd-4	薬学部アドバイザー担当一覧
2-dd-5	こころの健康調査内容
2-dd-6	学生生活ハンドブック
2-dd-7	高崎健康福祉大学ガイドライン
2-dd-8	学生募集要項
2-cc-1	令和5年度卒業時アンケート結果
2-cc-2	令和6年度薬学部新入生アンケートのお願い
2-cc-3	令和5年度学生生活満足度調査のお願い
2-cc-4	カウンセリングルームのご案内令和6年度前期
2-cc-5	保健衛生委員会新型コロナウイルス感染症資料
2-cc-6	薬学部編 実習書I
2-ff-1	キャリアサポート委員会資料
2-ff-2	薬学研究科教授会議事録
2-gg-1	部活動・サークル紹介一覧
2-gg-2	薬学部教授会議事録
2-gg-3	講義室椅子
3-hh-1	2-4 令和5年度学生生活満足度調査のお願い =(2-cc-3)
3-hh-2	令和5年度学生生活・満足度調査結果全16頁
3-hh-3	2-3 令和5年度卒業時アンケート結果 =(2-cc-1)
3-hh-4	令和5年度卒業生アンケート(教育)集計結果全3頁
3-hh-5	HP 高崎健康福祉大学薬学部薬剤師国家試験合格率
3-hh-6	第109回薬剤師国家試験の結果(令和6年度第1回教授会資料)
3-hh-7	HP 学年別中途退学者数等
3-hh-8	薬学部の6年制課程における退学状況等 2023年(令和5年)度調査結果 202309011-mxt_igaku-000027071_01

3-hh-9	HP 学年別留年（原級留置）者数等
3-hh-10	特待生継続に関する審査について(令和6年度第1回教授会資料)
3-hh-11	令和5年度保護者説明会実施報告
3-hh-12	令和5年度保護者個別懇談会実施報告

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準8	教育研究等環境
-----	---------

I. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。</p> <p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>大学は「教育研究環境の整備に関する方針」を明示し、教育研究等環境の整備が行われている（根拠資料 8-1）。これは大学の理念・学部の教育研究上の目的を踏まえた教育研究環境の整備の基本になっている。→ 公開されている？</p>	A
2	<p>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p> <p>○施設、設備等の整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>薬学部は、薬学6年制に移行した2006年に設置され、1学年定員90名の学生の教育・研究に必要な基本的な設備を備えている。薬学7号館には1階に収容人数111名の講義室が2部屋、99名の講義室が2部屋、197名の講義室が1部屋、106名の講義室が1部屋あり、各学年の講義実施が可能になっている（根拠資料 8-2）。さらに、2階には有機化学系、生物物理系、薬理学系の実習室があり、薬学教育課程で重要な2-3年生の実習を実施できる（根拠資料 8-2）。また、4階には模擬薬局、模擬病床があり、OSCEや実務実習の事前教育に使用されている（根拠資料 8-2）。さらに、4階には108台のPCを備えたコンピューター室があり、学生の日々の自習や、PCを活用した演習・実習が行われており、共用試験のCBTは全員が同じ環境で受験できる体制が整っている（根拠資料 8-2）。教育研究機器については研究環境整備委員会を設け、実習に使用する機器から、高額な先端機器までの管理・運用を行っており、本学の特徴である研究室の大講座制による研究施設の利便性を担保している（根拠資料 8-3）。本学のネットワーク環境は、学内用Wi-Fi環境が整備されており誰でも教育研究活動の際にインターネットを利用することができる。このため、教育ツールとして導入されているC-learningシステムにより、講義や演習、実習に活用されている（根拠資料 8-4）。薬学棟は当初からバリアフリーを意識した構造に設計されており、入り口から講義室や各階の実習室への移動は問題なく行えるようになっている。また、学生が主として利用する1階と2階には障がい者用の多目的トイレが設置されている（根拠資料 8-2）。学内の衛生環境を維持するために、委託業者が毎日清掃をはじめ教育環境の向上のための清掃が行われている。学生の自主的な学習のための施設としては、1階の学生サロン、3階の自習スペース、4階の109席を配置した自習室があり、大いに活用されている（根拠資料 8-2）。教職員の情報倫理の確立には、昨年に設置された情報セキュリティ委員会を中心に、講演やオンラインセミナーを通して周知している（根拠資料 8-5）。次年度より大学全体の取り組みとして、情報の格付けを行い、送受信時の安全性確保に努める予定である（根拠資料 8-6）。</p>	A
3	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 	A

	<p>・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備</p> <p>○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>薬学部には、薬学系の雑誌、書籍を利用できる図書資料室があり、PCによる情報検索や、ビデオソフトによる自主学习、国家試験勉強のための豊富な資料が備わっている（根拠資料 8-2）。大学として図書館が提供するサービスや利用に関しては「高崎健康福祉大学図書館利用規程」（根拠資料 8-7）に規定されており、ホームページの図書館に関する関連リンクには利用可能な電子ジャーナルや電子ブックおよびデータベースの検索ツールが整備されている（根拠資料 8-8）。図書館資料は教職員の推薦および学生のリクエストに基づき、図書館運営委員会で蔵書構成および予算等勘案の上、選定されている（根拠資料 8-9）。薬学図書資料室には、司書資格を有している専任職員1名と特任職員1名が学術情報サービスを提供している。</p>	
4	<p>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p> <p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>大学は教育研究上の目的を定め、教員には専門分野の研究を推進している。研究費としては職位に応じて一律に配分される個人研究費（根拠資料 8-10）と、卒業研究生を受け入れ、研究指導のために使用できる卒業研究費（根拠資料 8-11）に加え、薬学科では教員の年度初めに設定した教育・研究・大学運営の到達目標に対する成果を評価するシステムを導入し、評価結果に応じて配分されるの講座研究費が支給されている（根拠資料 8-12、13）。さらに公的な科学研究費補助金の獲得を推進するとともに、様々な外部資金への応募を奨励しており、イントラの掲示板には外部資金統括室より募集情報が提供されている（根拠資料 8-14）。研究設備の整備は大学への予算申請時に希望を募り、研究環境委員会で学部としての必要性を議論して要望をまとめている（根拠資料 8-15）。これまでに核磁気共鳴装置や高速液体クロマトグラフィー質量分析装置など高額な先端機器が整備された実績がある。研究推進の中心となる大学院生には、ティーチング・アシスタント（TA）制度が設けられており、学費のサポートを行っている（根拠資料 8-16）。</p>	A
5	<p>研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p> <p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>本学の研究に係る倫理に関する事項を統括するために全学の研究倫理委員会が組織されており、規程が定められている（根拠資料 8-17）。薬学科では特に人を対象とする研究が多く、毎月開催される研究倫理審査に多くの課題が提出されている。研究活動における不正行為の防止については、「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」（根拠資料 8-18）および「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」（根拠資料 8-19）「高崎健康福祉大学不正調査に関する内規」（根拠資料 8-20）を定めて不正防止に努めている。さらに、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育 e ラーニングの受講を強く勧奨しており、研究倫理審査の際に、申請者は受講証の提出が求められている（根拠資料 8-21）。また、動物実験および遺伝子組換え実験を実施する者は、教員、研究員、大学院生、学部生を問わずすべての実験従事者が、動物実験委員会（根拠資料 8-22）および遺伝子組換え実験安全委員会（根拠資料 8-23）が主催する講習会を受講することを義務付けている（根拠資料 8-24）。研究倫理委員会、動物実験委員会および遺伝子組換え実験安全委員会は、実験計画が提出された場合は、速やかに審査をして承認のためのサポートを行っている。</p>	A
6	<p>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p>	A

薬学科の場合は、教育研究に多くの測定機器を使用するため、研究環境整備委員会が運用機器の耐用年数を考慮して予算申請に反映させている（根拠資料 8-3）。たとえば、学生実習で使用する分光光度計は使用期間が長くなり毎年故障機器が出てくるが、一斉に更新することが予算的に困難であるため、毎年数台ずつ更新を行っている。また、薬学科の特徴として各研究室は独自の実験室は保有しておらず、7号館2階と3階にある大きな薬学研究を実験室I~IVを、研究室の研究内容、構成教員数に配慮して使用場所を調整している。教員の退職、採用等で移動があった場合は、実験施設整備委員会を開催し、全員の合意のもと、実験研究スペースを見直している（根拠資料 8-25）。

II. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
6	実験室見直し	令和5年度末に定年退職となる教員の実験スペース見直しの協議を行い再配分が決定した。

III. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由

IV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検 No と事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	事項	具体的計画

V. 根拠資料

資料番号	資料名称
8-1	高崎健康福祉大学 教育研究環境の整備に関する方針
8-2	学生生活ハンドブック 2023
8-3	研究環境整備委員会の業務内容
8-4	C-learning システム
8-5	情報セキュリティ教育実施報告について
8-6	令和5年度第11回教授会資料
8-7	高崎健康福祉大学図書館利用規程
8-8	EJ・DB・電子ブック・PPV 利用方法
8-9	【図書館】 令和5年度図書館備付図書資料の推薦について
8-10	個人研究費取扱細則
8-11	卒業研究費取扱細則(薬)
8-12	講座研究費取扱細則(薬学)
8-13	高崎健康福祉大学薬学部教員評価システム
8-14	【研究助成公募】 公益財団法人 日本生命財団
8-15	予算申請調整会議
8-16	TA, RA の規則
8-17	研究倫理委員会規程

8-18	高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程
8-19	高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規
8-20	高崎健康福祉大学不正調査に関する内規
8-21	APRIN（研究倫理教育 e ラーニングプログラム）受講およびコンプライアンス視聴のお願い
8-22	高崎健康福祉大学動物実験規程
8-23	遺伝子組換え実験安全管理規程
8-24	動物実験・遺伝子組換え実験講習会
8-25	実験施設管理運営委員会議事録

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和5年度 自己点検・評価シート (FD)

基準9	社会連携・社会貢献
-----	-----------

I. 点検項目ごとの自己評価

令和5年度の取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。

また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。</p> <p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示 薬学部教育方針には社会貢献・社会連携に関する直接的な方針の明示は無いが、本学 HP にボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、公開講座、玉村町連携協力プロジェクト、各活動についてのサイト【1-1】が設けられ、活発な活動により随時更新されており、広く一般公開されている。各活動には委員会が設置されており、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱【1-2】、子ども・家族支援センター委員会規程【1-3】が定められており、定期的に委員会を開催し、非常に活発に活動している。学生生活ハンドブック【1-4p28-29】にもボランティア・市民活動支援センターについて説明書きがあり学生に活動を呼び掛けており、本学の社会貢献・社会連携に対する積極的な取り組みが明示されている。</p>	A
2	<p>社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。</p> <p>○学外組織との適切な連携体制</p> <p>○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進</p> <p>○地域交流、国際交流事業への参加</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学外組織との適切な連携体制 玉村町連携協力プロジェクトについては、平成29年1月5日に玉村町文化センターで玉村町と高崎健康福祉大学は、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の更新等の各分野における連携協定に調印し【2-1】、特に『医療・福祉』の分野で交流を深め、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいる。 また、群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会とは薬学部教員が両会の理事や役員を務めており、両会の運営および行事開催時には支援をしている。</p> <p>○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 薬学部は群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会と連携し、令和4年度より薬薬学連携セミナーを企画し、臨床薬剤師の卒後教育に貢献すべく、セミナーを継続開催している【2-2、2-3、2-4、2-5】。また、本学薬学部、群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会の三者の主催による第6回群馬県薬学大会は令和5年度も本学を会場として開催され参加者は400名を超えた【2-6】。高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーは臨床薬剤師を対象に第33回、第34回を開催し、地域薬剤師教育に貢献している【2-7、2-8】。</p> <p>○地域交流、国際交流事業への参加 地域住民対象とした令和5年度公開講座は、「人生100年における認知症予防「食・運動・生活の仕方」」をテーマに、3つの特別講演、パネルディスカッションを開催し多くの地域住民にご参加いただいた【2-9】。 本学の国際交流はインドネシア、ドイツ、ベトナム、オーストラリア、台湾、フィンランド、タイからの9大学と定期学術提携しており、平成26年より研修交流を行っている。令和5年度よりアイルランドのダブリン大学と本学薬学部との定期学術提携が叶い両者の交流が実現した。【2-10】。</p>	A
3	<p>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p>	A

	国際交流、公開講座、高崎健康福祉大学生涯研修セミナー、群馬県薬学大会、薬薬学連携セミナー等においては、行事の終了時に参加者に開催に対するアンケート回答をいただいております、その結果を集計・評価し、内容を検討して次の開催・運営に反映させている【3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8】。	
--	--	--

II. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進	新たに薬薬学連携セミナーを群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会と連携してシリーズ開催とし、継続開催することができた。
2	地域交流、国際交流事業への参加	R5 年度からアイルランドのダブリン大学との学術交流を開始し、ダブリン大学薬学部生 2 名が本学に短期留学をし成果を挙げ、本学薬学生 10 名がダブリン大学薬学部へ短期留学し新たな国際交流を果たすことができた。また、地域交流としては第 8 回群馬県薬学連携セミナーの特別編として「ちびっ子薬剤師体験」を開催し好評を博し、地域の小学生とご父兄らに薬剤師を認識していただく機会となった。

III. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
1	社会連携・社会貢献に関する方針を明示	これまで社会連携・社会貢献に関する薬学部の理念・目的等を踏まえた明示がなかったため。

IV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検 No と事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	事項	具体的計画
1	社会連携・社会貢献に関する方針を明示	どこにどう社会連携・社会貢献に関する薬学の方針を明示するかを検討して明示する。

V. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	高崎健康福祉大学 web サイト 地域・研究活動 (https://www.takasaki-u.ac.jp/contribution)
1-2	ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱
1-3	子ども・家族支援センター委員会規程
1-4	2023 年度高崎健康福祉大学学生生活ハンドブック
2-1	玉村町と連携協力に関する協定書
2-2	第 5 回薬薬学連携セミナー案内
2-3	第 6 回薬薬学連携セミナー案内
2-4	第 7 回薬薬学連携セミナー案内
2-5	第 8 回薬薬学連携セミナー案内
2-6	第 6 回群馬県薬学大会ポスター
2-7	第 33 回高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーポスター

2-8	第34回高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーポスター
2-9	令和5年度高崎健康福祉大学様 公開講座パンフレット
2-10	令和5年度薬学部第6回教授会要項
3-1	令和5年度薬学部第6回教授会要項 国際交流報告およびアンケート結果
3-2	令和5年度高崎健康福祉大学 公開講座開催後アンケート結果
3-3	第33回生涯研修セミナーアンケート結果
3-4	第34回生涯研修セミナーアンケート結果
3-5	第5回 群馬薬学連携セミナーアンケート結果
3-6	第5回 群馬薬学連携セミナーアンケート結果
3-7	第6回 群馬薬学連携セミナーアンケート結果
3-8	第7回 群馬薬学連携セミナーアンケート結果
3-9	第8回 群馬薬学連携セミナーアンケート結果